平成30年9月第3回木島平村議会定例会 会議録

平成 30 年 8 月 30 日 開会 平成 30 年 9 月 14 日 閉会

平成30年9月第3回 木島平村議会定例会 会議録 目次

平成30年8月30日(木)開会日	 3
招集のあいさつ(村長)・諸般の報告(議長)	 3
会議録署名議員の指名・会期の決定・行政報告(村長)――――――――	4
提出議案の提案理由説明(村長)(専決処分の承認)・採決――――――	 1 0
提出議案の提案理由説明(村長)(条例案件・予算案件)	 1 1
提出議案の提案理由補足説明(総務課長)――――――――――――――――――――――――――――――――――――	 13
決算審査報告(代表監査委員)————————————	
提出議案の提案理由説明(村長)(水道事業会計未処分利益剰余金)	——18
平成30年9月11日(火)一般質問	
1番 吉川 昭 議員 ①渇水対策について―――――――――	
7番 江田 宏子 議員 ①早期の病気予防対策に向けて―――――――	
②景観維持について	 2 7
③ICT(情報通信技術)推進への対応について――――	
④新学習指導要領への対応について――――――	——32
⑤地方公務員法の改正に伴う今後の職員体制について――	3 6
9番 萩原 由一 議員 ①渇水対策について―――――――――	——38
②介護保険料の誤徴収について――――――	4 2
③平成29年度決算審査意見について―――――	44
2番 勝山 卓 議員 ①村政運営について	——46
②小・中学校の空調設備設置について―――――	4 7
③通学路安全確保対策について――――――	 5 0
4番 土屋喜久夫 議員 ①第6次村総合振興計画の進捗状況について――――	 57
②多角的農業基盤の確立を―――――	 6 1
③障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律につい	て - 66
平成30年9月14日(金)最終日	——6 9
常任委員会 審査結果報告 (総務産業・予算決算) —————————	 69
討論(賛成:土屋喜久夫 議員)	 7 1
採決————————————————————————————————————	
同意案件(教育委員会委員)・採決	 73
常任委員会 審查結果報告(民生文教:請願)·採決 —————————	 74
追加日程・採決――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
閉会あいさつ(村長)	 79
閉合あいさつ (議長)	—— 8 O

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

平成30年6月第2回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	平成30年5月31日
招集場所	木島平村役場 議場
会期	平成30年5月31日から平成30年6月15日まで
会期中の休会日	6月1日、2日、3日、4日、6日、7日、8日、9日、10日、11日 (10日間)
大 切 洋 旦	ホ エ 戸 //h 0 /
応 招 議 員	森 正仁 他 8人
不応招議員	
出 席 議 員	1番 吉川 昭 君 2番 勝山 卓 君 3番 滝沢 光平 君
	4番 土屋喜久夫 君 5番 勝山 正 君 6番 丸山 勝敏 君
	7番 江田 宏子 さん 8番 9番 萩原 由一 君
	10番森 正仁君
欠 席 議 員	
説明のための議場出席者	村 長日基正博 君 副 村 長 佐藤裕重 君 教 育 長 小林 弘 君
	総務課長 武田彰一 君 民生課長 竹原雄一 君 産業課長 髙木良男 君
	産業企画室長 丸山寛人 君 建設課長 土屋伸二郎 君 子育で支援課長 山嵜真澄 君
	生涯学習課長 髙森喜久 君
職務のための議場出席者	議会事務局長 土屋博昭
収扱びパーペルノローの	事務局職員 湯本寿男
	" 竹内 輝
村長提出議案項目	8件 議長提出議案項目 件
議員提出決議案項目	件 議員提出意見書案 件

議長は、会議規則第120条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

6番 丸山勝敏7番 江田宏子

平成30年9月第3回 木島平村議会定例会 《第1日目 平成30年8月30日 午前10時00分 開議》

議長(森 正仁 君)

おはようございます。

(全出席者「おはようございます。」)

議長(森 正仁 君)

これから、平成30年9月第3回木島平村議会定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の記事日程は、お手元に配布の通りです。

村長から「招集のあいさつ」があります。

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日暮正博 君)

おはようございます。

(全出席者「おはようございます。」)

村長(日基正博 君)

本日は、9月第3回目の定例議会ということで召集いたしましたところ、全議員の皆様に参 集いただき大変ありがとうございます。

今年の夏は、西日本の豪雨から始まりまして、台風災害等全国各地で大変大きな災害があったわけでありますが、幸いといいますか、この地域ではそのような災害が今のところなかったわけであります。今のところですが。

ただし、全国的な猛暑の中、そしてまた特にこの地域では渇水ということで、村民の皆さん も日常の生活、そしてまた農作業等に大変苦労されたのではないかと思います。

ここへ来てようやく暑さも和らいでまいりましたが、この後、まだ台風が近づいているということで、台風シーズンはこれからが本番ということであります。引き続き災害対策等に努めてまいりたいと思いますが、村民の皆さんにも日ごろから災害に対する備えをお願いしたいと思います。

そしてまた、この秋には村の特産品である米を中心に、より良い品質のものが豊作でありますことを願っております。

今議会では、条例案件、補正案件の他に平成29年度の決算審査をお願いするものであります。16日間という長期の会期でありますが、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、招集に当たりましてのあいさつにさせていただきます。

よろしくお願いします。

議長(森 正仁 君)

これから「諸般の報告」をします。

まず、私から、6月議会定例会以降の主だったものを申し上げます。

6月25日から28日まで、今年度の議員国内視察研修を北海道の七飯町(ななえちょう)、 ニセコ町(にせこちょう)、栗山町(くりやまちょう)等で実施し、観光地域づくり、住民主体 のまちづくり、議会改革等について、先進地事例を視察してまいりました。当議会としまして も、今回の国内視察研修で学んだことを今後の活動に活かしてまいりたいと思います。

7月5日には、国道117号改良促進長野県期成同盟会総会が飯山市で開催され、出席をしてまいりました。

また、7月25日には、国道403号改良促進期成同盟会総会が本村で開催され、出席をしてまいりました。

今定例会に出席を求めた説明員は、渡邉吉基代表監査委員と議案表の下段に記載の理事者等ですので、ご了承ください。

「例月出納検査及び定期業務監査報告書」並びに「平成29年度一般会計及び特別会計決算審査意見書」は、お手元に配布のとおりです。

本日までに受理した、請願・陳情は、お手元に配布のとおりです。

次に、日茎村長からありましたら報告願います。

村長 (日臺正博 君)

はい、議長。ありません。

議長(森 正仁 君)

小林教育長からありましたら報告願います。

教育長(小林 弘 君)

はい、議長。ありません。

議長(森 正仁 君)

これで諸般の報告を終ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、勝山 卓君、3番、滝沢光平 君を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの16日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの16日間に決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、平成30年9月第3回目の定例会、行政報告を行います。

平成29年度決算の概要並びに6月議会定例会以降、現在まで推移してまいりました村政の 経過について報告を申し上げます。 まず、渇水対策について申し上げます。

今夏の連日の猛暑と少雨の影響によりまして渇水状態が続き、農作物への被害が懸念されたことから、7月31日に「木島平村渇水対策本部」を設置いたしました。村民各位にはふう太ネットを通じて節水を呼びかけ、土地改良区や水利組合等へは水路等の点検により、非常時における水の有効利用に理解と協力を求めてまいりました。

土地改良区や水利組合等の関係団体に対しては、農業用水確保のために要した揚水ポンプ等の電気料金や燃料代の補助制度を設け、これらに要する補正予算につきましては、対策本部設置同日付で専決処分とし、今議会に承認案件として提出していますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今議会に提出いたします一般会計を含む12会計の、平成29年度決算状況について申し上げます。

最初に一般会計についてでありますが、歳入総額35億3,609万9千円に対し歳出総額34億2,886万6千円で、形式収支は1億723万3千円となりました。

事業繰越しにより、平成30年度へ繰越すべき財源を控除した実質収支額は7,916万7 千円となり、黒字決算で結了することができました。

地方自治法及び村資金積立基金条例の規定に基づき、この実質収支額のうち財政調整基金に 4千万円を積み立て今後の財政需要に備えることといたしました。

普通会計に属する「情報通信」、「学校給食」及び「奨学資金貸付事業」の各特別会計においても黒字で結了することができました。

なお、情報通信施設加入件数は昨年の本部機器更新時に、一時停止の方が多く廃止されたことにより全体で1,467件となり、奨学資金は新規貸付者が5人、継続貸付者は6人、償還中の者は37人となっております。

普通会計以外の特別会計であります「後期高齢者医療」、「国民健康保険」及び「介護保険」 の3会計についても黒字で結了することができました。

後期高齢者医療被保険者数は昨年と同数の987人で、国民健康保険加入世帯数は773世帯、被保険者数は1,304人で、世帯数、被保険者数とも平成18年度以降減少しております。

介護保険第1号被保険者数は1,692人で増加傾向にあり、要介護認定者数は262人で 前年度末より5人増加しました。

後期高齢者広域連合負担金や国民健康保険の保険給付費は年々増加しております。介護保険 給付費は4年連続の減となっていますが、国の基準見直しが行われ、施設入所者数の減により 施設サービス費が減額となったことが要因と考えられます。

保険税等の負担をできるだけ増やさないためにも、村民の皆さんには日ごろの健康づくりと 健康管理検診の受診など、予防対策に努めていただくようお願いをいたします。

法非適用特別会計であります「観光施設」、「下水道」、「農業集落排水事業」及び「高社簡易 水道」の4会計についても黒字で結了となっております。

観光施設特別会計では、スキーリフト修繕工事に2,273万4千円、パノラマランド木島 平はエレベータ、ボイラー等の施設修繕工事に6,195万2千円の支出があり、その他の改 修工事も合わせ、全体として前年度よりも約424万1千円の増となりました。また、各施設 は建設以来30年余を経過しているため、今後も維持管理に毎年多額の修繕費が見込まれます。

下水道加入率は前年度比 0. 2 ポイント増の 8 3. 7 %、農業集落排水加入率は前年度と同率の 6 5 %となっています。経営安定のためにも引続き加入促進と施設の維持管理に努めてまいります。

法適用特別会計の「水道事業」については、収益勘定では3,084万4千円の黒字決算となりました。当年度未処分利益剰余金は3,220万6,689円のうち、減債積立金と建設

改良積立金にそれぞれ1,500万円を積み立て、残余を繰越すこととして議案を提出していますのでご審議をお願いします。

続いて、普通会計における財政指標について申し上げます。

財政構造の弾力性を判断する「経常収支比率」は82.9%で1.0ポイント上昇し、一般 財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す「公債費負担率」は11.3%で前年度より1.5ポイント減少となりました。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の4項目については、「実質公債費比率」が12.1%で0.2ポイント、「将来負担比率」は0となり、1.1ポイント、ともに前年度と比較して減少いたしました。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は該当がなく、すべての比率について早期健全化基準を下回っており、財政健全化法上は特に問題はありません。

平成29年度末における基金残高は前年度と比較して1億292万7千円増の28億8,537万円、地方債残高は、情報通信施設の本部機器更新工事等が影響し2億6,745万9千円増の31億7,184万9千円となっております。

公共施設等総合管理計画では、村が所有する全ての施設の維持管理に必要な経費は、今後40年間の更新・改修費用として、一般公共施設に約192億円、これは年平均で4億8千万円でありますが、観光施設に約117億円、これは年平均2億9千万円との試算が示されております。

現在進めています新庁舎の整備事業をはじめ、今後は公共施設や観光施設の維持補修等に多額の事業費が見込まれることから、基金の取崩しや村の借金にあたります起債の借入れが必要になります。基金残高や公債費の比率等を考慮しながらそれぞれ事業を精査して実施してまいりますが、全ての施設を維持管理していくとした場合、村の財政は大変厳しい状況になることが想定されますので、施設自体の存続廃止を検討することも必要と考えています。

引続き健全財政を維持できるよう、計画的な財政運営を進めてまいりますので、議員をはじめ村民各位のご理解をお願いいたします。

次に、6月以降の村政の経過について報告をいたします。

まず、総務課関係について申し上げます。

8月26日、災害発生時に区を中心とした地縁的なまとまりのある組織で、即座に避難対応ができる体制の確立と防災意識の高揚を図るため、「村ぐるみ防災訓練」を実施いたしました。

11回目となりました今年の訓練は、高社山の南側を震源とする地震発生により、特に上木島地区の道路や建物に大きな被害が発生したことを想定し、「災害発生時、特に避難の際に支援の必要な方」の避難訓練を重点事項として取組みました。それぞれの地域の皆さんが、それぞれの地形や状況にあった避難ができるよう、基本的な訓練を重ねる中で確立されることも、この訓練の大きな目的でもありました。

役場新庁舎建設関係では、7月末に実施設計が完了し、内容については広報8月号とテレビ 広報でお知らせをしていますとおりであります。指名競争入札に付する建設業者も決定し、現在は工事発注の手続きを進めているところであります。9月に入札を行い受注業者が決定し、10月には着工となる見込みであります。

村民の皆様と直接意見交換をさせていただく貴重な場として位置付けております地区づくり 懇談会は、これまでに5地区で開催いたしました。事前に各区から質問や課題等をいただき、 それに基づいて意見交換を行うほか、当日も活発なご意見や要望をいただいております。9月 以降も4地区での開催を予定しておりますが、まだ申込みされていない地区におかれましても ご検討をお願いいたします。

次に、民生課関係について申し上げます。

婚活イベントについてですが、7月22日に本年度の第一弾「やまコン in 木島平」を開催しました。

当日は、男性12人、うち村内は2名でありますが、女性10人、合わせて22人の参加をいただき、標高1,400mのカヤの平高原において、ブナの原生林トレッキングなどで高原を満喫しながら、すてきなひと時を過ごしていただいたと感じております。

今後もNPO法人など民間の力や知恵をいただきながら婚活事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、本年度のセット健診を、7月26日を初日に開始し、11月までの9日間を予定しておりますが、本日までにその半分が終了いたしました。既に結果が出ている方には、個々にその結果を保健師から報告をしております。11月の最終日までに、さらに声掛けをして受診率の向上を図ってまいります。

福祉医療費制度が一部改正をされまして、これまでは病院等の窓口で保険診療の一部負担金を支払った後に、村から本人に福祉医療費が給付されておりましたが、8月1日からは高校3年生までの方には、最大500円の窓口支払いのみで医療を受けることができるようになり、負担が軽減をされました。

介護保険制度においても一部改正があり、8月1日からは介護保険サービスを利用した際の本人負担割合に「3割」が追加されました。

これまで、負担割合は「1割」と「2割」の2段階でしたが、「2割」を適用されていた方の うち、一定以上の所得がある方については、「3割」を負担していただくことになりました。 次に、産業課関係について申し上げます。

農林関係では、米の生産調整制度が終了し、新たな米政策となった本年は、生産数量目安値として、401haの作付面積となりました。これは前年度と比較して、20haの増加でありますが、当初、長野県農業再生協議会から示された371haにJA地域間調整数量等を加え、作付け可能な面積が403haとなったことで、結果的に修正後の目安値に対して2ha減で推移している状況であります。

7月19日に任期満了となりました農業委員会委員については、新たな制度のもと10人の農業委員と8人の農地利用最適化推進委員をお迎えし、第22期の農業委員体制がスタートいたしました。

農地の災害復旧工事は、昨年の台風21号豪雨災害による内山地区水田の法面復旧工事が7月9日に完了板¥いたしました。

商工観光関係では、農村体験交流促進事業のJA東京あおば、板橋区高島平青少年健全育成会等の夏休みこども自然体験事業が7月下旬から実施され、200名を超える関係者が来村されたほか、7月31日から8月3日まで開催されましたサッカー大林カップについても200名を超える選手・関係者の皆さんが来村し、夏の木島平を満喫していただいたところであります。

また、引き続き開催されました高校サッカーの次世代チャレンジリーグでは、パノラマランドにおいて述べ800泊の宿泊があり、今後の更なる集客に期待がかかるところであります。加えて、シブヤキャデットアーチェリー大会をはじめ、民間事業者が誘致するアーチェリー合宿、各種スポーツ合宿も実施され、夏の木島平には多くの若者の声がこだましております。

今年度から、いいやま観光局が旅行商品として広く販売促進をしております高原シャトル便については、7月14日から運行を始め、今現在52名の利用をいただいております。今後も村観光ホームページ等を活用しながら広く利用を呼びかけてまいります。

カヤの平高原ロッジについては、6月下旬から飲食提供業務を木島平観光株式会社に 委託し、その他の業務は村が直営の体制で進めております。これまで前年並の250泊 程の利用をいただいており、今秋に向けて更なる宣伝強化を図ってまいります。

昨年から議論を進めていただいておりました村観光協会と村産業ネットワーク協議会

については、更なる農商工連携強化による「観光地域づくり」の概念を共有し、組織統合による新たな一般社団法人に移行することで、観光協会は7月23日、産業ネットワーク協議会は8月8日にそれぞれ機関意思決定をされたところであります。その後、両団体から構成される新法人設立準備委員会が設置され、8月22日には、組織名、定款等の議論をいただき、今後は役員体制、事業計画、予算等もご審議いただく予定で、準備が整い次第、設立社員総会を開催する運びであります。お客様と地域を繋ぐ役割を担い、地域の生活文化を守り育て、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりの今後に大きな期待が寄せられるところであります。

次に、産業企画室関係について申し上げます。

農の拠点施設については、これまで議会をはじめ多くの村民の皆様にご心配いただきましたが、7月20日に「そば処村」「カフェレーヴ」「直売所」の3店舗が関係各位のご協力をいただきながら、農業振興公社が運営主体となってリニューアルオープンすることができました。オープンから約1カ月が過ぎましたが、お盆を中心に多くの方にご利用いただきました。今後も現地スタッフ、関係機関が一丸となって村民に親しまれ、多くの皆様にご利用いただける施設運営を目指していきたいと考えております。

また同時に、各店舗の早期健全経営確立を目指すとともに、道の駅機能や総合案内など非収益部門の村の将来負担、老朽化が激しい箇所の施設改修の検討、加工施設等の有効活用など、 農の拠点施設全体の維持管理計画を策定していきたいと考えております。

いずれにしましても、これまでご説明してきましたとおり、多額の費用を投入し建設した農の拠点施設を、村の負担を極力抑えながら適切に維持管理運営できるよう、議会をはじめ村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるとともに、多くの皆様にご利用いただきますようお願いを申し上げます。

農産物ブランド化事業では、今年度も米において「村長の太鼓判」商品化を進めるため、特別栽培米生産農家へ出荷意向調査を取りまとめしたところであります。今後、稲刈り前にサンプル検査を農業振興公社において実施し、基準をクリアした米を「村長の太鼓判」としてPRをしながら、ブランド化を進めてまいりたいと考えております。また、今年度も米食味分析鑑定コンクールへの参加を支援するとともに、各農家に出品を呼びかけてまいります。

移住定住推進事業では、今年度これまでに、空き家バンク登録住宅への移住が2世帯、売買が1軒、賃貸住宅の利用契約が1件、空き家活用補助金申請が3件となっております。今後も、定住促進と空き家解消に向けて事業推進を図ってまいります。

また、庚地区と大町地区に建設しました2棟の移住体験住宅の4月から8月20日現在の利用状況は、17組、延べ63泊であります。利用者で移住希望のある方が、現在、空き家バンク登録のある物件について交渉中でありますので、移住につながるよう今後も支援を継続してまいります。

移住定住促進のPR関係は、今年度は調布市と都内での移住相談会を実施いたしました。今後は東京、近畿大阪方面での開催と、山ノ内町、栄村との1町2村での開催を計画しています。 多くの皆様にご来場いただき、移住定住候補地として木島平村をPRしていきたいと考えております。

ふるさと納税については、7月末の対前年比での寄付件数で143%、寄付額では112% と増になっておりますが、9月からは返礼率の見直しを予定しており、一時的な落ち込みが予 想されます。より一層地域の魅力的な返礼品の追加等を行いながら、納税額の向上に努めてま いります。

次に建設課関係について申し上げます。

7月1日にふう太河童の川普請を行いました。昨年は豪雨による河川の増水により中止いた しましたが、2年越しの作業の中、大きな事故や怪我もなく実施できました。河川愛護作業、 生き物観察会、アレチウリの駆除にご協力をいただいた皆さまに、あらためて感謝を申し上げます。

村営住宅関係では、庚地区の若者住宅5号棟の売買が成立し所有権移転登記が完了いたしま した。また、西小路地区の若者住宅9号棟につきましては、新しく地域優良賃貸住宅を建てた ことにより、6月に解体をいたしました。

住宅リフォーム補助事業では、これまで44件の申請があり、補助額405万円を支出いた しました。この事業により3,894万円の村内消費と推計をしております。

道路改良関係ですが、栄町地区の村道769号線の舗装打ち替え工事が8月に完了いたしました。利用者が多いため夜間の工事となり、近隣の住民のみなさまには大変ご迷惑をおかけしました。

地籍調査事業は、内山地区を中心とした穂高9区については、8月に登記が完了いたしました。

今年度、現地調査を実施する往郷3区は、7月末に一筆地調査を終えたところであります。 暑い中で境界立会いにご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

まず、子育て支援課関係であります。

小学校、中学校のコミニティ・スクールの取組みについてですが、8月18日に本年度で7回目となる「コミニティ・スクール研修会 in 木島平」を開催いたしました。学校運営協議会委員と小中学校の教職員、地域の皆さんに加えて、午前中の実践発表に小学生、中学生、高校生、村で活躍している地域おこし協力隊員にも参加をいただきました。午後の熟議では講師の文部科学省コミニティスクールマイスター、東京大学大学院教育学研究科教授よりご指導をいただきながら「子どもも大人もともに学び支え合う地域力を築こう」をテーマに大人も子供も一緒になってできることについて意見交換を行うことができました。

「海の体験学習」は、小学5年生29人が7月23日から26日まで3泊4日の日程で、東京都八丈島での宿泊体験学習を行ってまいりました。

島の皆様からは大変温かい心づかいをいただき、シュノーケリングや磯遊びを通じて、八丈町の小学5年生とも交流を深めることができました。親元を離れて過ごした4日間は、初めての体験が多く、生涯忘れられない感動と思い出をたくさん持ち帰ることができたのではないかと思います。

生涯学習課関係では、8月4日、中央グラウンドを会場に「第34回夏まつり」を開催いた しました。

本年も大勢の皆さんに参加をいただき、地区や各種団体による連が大きな踊りの輪をつくり、 工夫を凝らした山車で華を添えていただき盛大に開催することができました。

調布市からは長友市長をはじめ、市議会議長、市職員や文化協会の皆さんなど、大勢の皆様にお越しいただき、姉妹都市としてさらに交流を深める良い機会となりました。

運営・設営にご協力をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

この秋には村民運動会、村民祭を予定しております。いずれも全村民が集い交流をする良い 機会であります。大勢の皆さんに参加していただくようご協力をお願いいたします。

8月15日には若者センターを会場に「成人式」を挙行いたしました。

当日は対象者のうちの38人が出席し、中学校時代の恩師の方々から新成人に向けて、懐かしい思い出と共に、成人としての自覚を促す励ましの言葉がありました。また、代表者からは故郷があることの大切さやお礼のことばとともに、新成人としての自覚と感謝の気持ちを忘れずに生きていく決意を誓っていただきました。

以上、平成29年度会計決算の状況及び6月定例会以降における村政の主要な施策の経過と 今後の対応について申し上げました。 議員はじめ村民各位には、村政に対して深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げ、行 政報告といたします。

議長(森 正仁 君)

これで行政報告を終わります。

日程第4、承認第11号「平成30年度木島平村一般会計補正予算第4号の専決処分の承認 について」の件を議題とします。

なお、以降議案等の「木島平村」及び「平成30年度」の部分については、省略させていた だきますのでご了承願います。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日臺正博 君)

はい、それでは、承認第11号でありますが、「平成30年度木島平村一般会計補正予算第4号の専決処分の承認について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ40万円を追加して、総額を34億5, 163万3千円とするものであります。

内容は、この夏の猛暑と少雨の影響により、農業用水が不足していることから、村渇水対策 本部を設置して、水利組合等の団体に、農業用水確保のための揚水ポンプ等の電気料や燃料代 の補助を行う経費を補正したものであります。

具体的には、10万円を限度としまして、かかった経費の1/2以内を補助するというものであります。

歳入については、財政調整基金繰入金を増額いたしました。

議長(森 正仁 君)

これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第11号「一般会計補正予算第4号の専決処分の承認について」は、会議規則第39項第2項の規定により委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(森 正仁 君)

起立全員です。

従って、承認第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

討論が無いようですので、討論を終わり採決したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認め、これから採決を行います。

承認第11号「一般会計補正予算第4号の専決処分の承認について」の件について採決をします。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、承認第11号は、原案のとおり「承認」することに決定しました。

次に、日程第5、議案第51号「木島平村個人番号の利用に関する条例の制定について」の 件から、日程第21、議案第67号「平成30年度木島平村水道事業会計補正予算第1号」の 件まで、以上、条例案件5件、予算案件12件、合わせて17件を一括議題とします。

なお、以降議案等の「木島平村」及び「平成30年度」の部分については、省略させていた だきますのでご了承願います。

朗読を省略し、本案についての提案理由の説明を求めます。 日基村長。

> (「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、最初に条例案件についてご説明申し上げます。

議案第51号「木島平村個人番号の利用に関する条例の制定」であります。

個人番号について、自治体の独自利用や庁内連携、地方公共団体間での連携など行政手続きにおける必要な個人を識別するため、番号利用等に関する法律に基づき条例を定めるものであります。

次に、議案第52号「木島平村税条例の一部改正」であります。

村内の中小企業の生産性向上に向けた設備投資促進のため、先端設備等に対する固定資産税の課税特例を定める改正であります。

平成33年3月31日までの期間に取得する先端設備等に対して課する固定資産税を全額減免するものであります。

次に、議案第53号「木島平村ふるさとづくり寄附金条例の一部改正」であります。

ふるさとづくり寄附金の目的をわかりやすくするため、第2条に定めています事業区分を明確化、細分化するものであります。

次に、議案第54号「木島平村若者住宅条例の一部改正」でありますが、おひさま保育園前の若者住宅5号棟を売却したことと、庚の旧歯科診療所裏の9号棟を解体したことにより、該当する住宅を表中から削除するものであります。

次に、議案第55号「木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例の一部改正」であります。体験 住宅の利用申し込みが集中している時期、これは5月、8月、12月、1月でありますが、そ の期間において、より多くの方に利用していただくよう、その期間においての利用日数を改め るものと、利用者が申し込みしやすいよう、申し込みの期日を改めるものであります。 この期間に限り、連続使用日数は、30日から5日間とするものであります。

次に、予算案件、補正予算でありますが、議案第56号「平成30年度木島平村一般会計補 正予算第5号」であります。

歳入歳出にそれぞれ1,171万8千円を減額し、総額を34億3,991万5千円とする 補正予算であります。

歳出の主な内容は、農業振興費では農の拠点施設と調布市新鮮屋のPOSレジ購入補助を農業振興公社へ行うほか、ふるさと納税寄付金集計システムの導入、商工費では観光施設特別会計への繰出し金を増額いたしました。

土木費では、本年度計画いたしました村営住宅の建設について、事業を来年度に送るため、この事業費総額の減額を行い、国土調査事業の本年度の事業費が確定したことによる全体額の減額を行うものであります。また、この夏の高温により馬曲温泉前の道路が隆起し、この修繕に係る経費を計上いたしました。

教育委員会関係では、保育所の嘱託職員、臨時職員の現体制の人員における必要額を増額し、 体育館管理費では、村体育館の耐震改修をできるところから実施する必要額を増額いたしました。

また、特別会計の繰越金が確定したことにより、一般会計から各特別会計への繰出金額の調整を行いました。

歳入では、平成29年度決算による繰越金を増額し、村営住宅建設補助金を減額するほか、 現在までに決定している国県の補助金の額に調整を行い、全体では財政調整基金繰入金を減額 して調整いたしました。

次に、議案第57号「平成30年度木島平村情報通信特別会計補正予算第1号」でありますが、歳入歳出にそれぞれ43万円減額し、総額を5,845万円とする補正予算であります。 平成29年度会計の繰越金の確定に伴い、一般会計の繰入金を減額しました。

併せて、平成年度情報通信施設事業の借入額確定による元金、利子の調整を行うものであります。

議案第58号「平成30年度木島平村学校給食特別会計補正予算第1号」でありますが、歳 入歳出にそれぞれ85万4千円を追加し、総額を2,177万3千円とする補正予算でありま す。

平成29年度会計決算による繰越金を増額し、同額予備費に計上するものであります。

議案第59号「平成30年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計補正予算第1号」ですが、 歳入歳出にそれぞれ16万5千円を追加し、総額を900万1千円とする補正予算であります。 平成29年度決算による繰越金を増額し、一般会計繰出金を同額増とするものであります。

次に、議案第60号「平成30年度木島平村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」でありますが、歳入歳出にそれぞれ78万5千円を追加し、総額を5,601万6千円とする補正予算であります。

保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修等に必要な額を増額する補正で、財源は国庫補助金と前年度繰越金であります。

次に、議案第61号「平成30年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算第1号」でありますが、歳入歳出にそれぞれ621万5千円を追加し、総額を5億3,681万6千円とする補正予算であります。

歳出の主なものは、前年度療養給付費の精算による国庫負担金返還金等を増額計上いたしました。

財源は、前年度繰越金と国民健康保険基金繰入金であります。

次に、議案第62号「平成30年度木島平村介護保険特別会計補正予算第2号」でありますが、歳入歳出にそれぞれ743万1千円を追加し、総額を5億7,433万8千円とする補正

予算であります。

歳出では、総務費に計上しておりました保健師の人件費を、地域支援事業費に組み替えを行い、前年度介護給付費の精算による返還金を増額し、財源は決算による前年度繰越金を増額し、 残りを介護保険支払準備基金に積立てるものであります。

次に、議案第63号「平成30年度木島平村観光施設特別会計補正予算第3号」でありますが、歳入歳出にそれぞれ658万8千円を追加し、総額を6,671万1千円とする補正予算であります。

歳出の内容は、索道施設事業、宿泊施設事業等の施設ごとの経営戦略策定業務委託料を増額 するものです。財源は一般会計繰入金であります。

次に、議案第64号「平成30年度木島平村下水道特別会計補正予算第1号」でありますが、 歳入歳出にそれぞれ50万5千円を追加し、総額を3億6,430万1千円とする補正予算で あります。

施設維持管理費と浄化センター維持管理費の修繕費と消耗品の増額を行う補正であります。 財源は、平成29年度決算により繰越金を増額し、一般会計繰入金を53万7千円減額いた しました。

次に、議案第65号「平成30年度木島平村農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」でありますが、歳入歳出の増減はありません。

前年度繰越金を8万8千円増額し、一般会計繰入金を同額減額いたしました。

次に、議案第66号「平成30年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算第2号」でありますが、歳入歳出にそれぞれ51万2千円を追加し、総額を5,202万9千円とする補正予算であります。

確定をしました平成29年度会計の繰越金を増額し、高社簡水積立金を同額増といたしました。

次に、議案第67号「平成30年度木島平村水道事業会計補正予算第1号」でありますが、 主な内容は、職員人件費の調整と水道料金システム改修費の増額、部谷沢地区消火栓取替工事 費及び小路水源1号ポンプ更新工事費の増額であります。

説明は以上であります。総務課長から補足説明をいたします。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

村長説明に補足をして、歳出から説明を申し上げます。

最初に、人件費でありますけれども、現時点での職員体制の必要額を一般会計全科目において補正の増減を行っております。併せまして、人件費を持っている特別会計でありますけれども、その中での調整を行っています。

詳細については、それぞれ人件費調書を設けてありますので、その通りであります。

また、全会計の繰越金の額によりまして、一般会計との繰出し繰入れが必要なものについて、 調整を行っています。

その他に額の大きなものについて、補正予算書に沿って説明をさせていただきます。

最初に、一般会計の補正予算書、下にページがありますが、38ページをお願いいたします。

38ページの下段、「総務費」の「戸籍住民基本台帳費」であります。一番下に、12の「役務費」それから「備品購入費」とありますけれども、総額の68万円についてであります。基

幹系の端末機、パソコンでありますけれども、空きが全くなくて、障害等が発生した時に予備機の活用ができないということで、今回1台増設をする購入費であります。

「役務費」については、設定料、「備品購入費」については、本体ということでお願いをします。

次に、40ページをお願いします。

民生課の「社会福祉費」であります。

40ページの上段になりますけれども、「障害者福祉費」であります。

右の方に、「村単障害者福祉事業」それから「障害者医療費補助事業」とありますけれども、 障害者の福祉サービス報酬改定に伴うシステム改修費では、委託料の増額。

それから、「障がい者総合支援事業」では、29年度事業の精算によります国庫補助金の返還 金の増額をここで行っています。

次に、41ページをお願いします。

41ページの上段、「民生費」の「児童福祉費」であります。これは、保育所の関係でありますけども、保育所の現体制の人員においての嘱託職員、臨時職員の報酬、賃金、社会保険料それぞれの増減を行っています。

「備品購入費」の31万1千円は、保育園に設置しておりますAEDの更新に要する費用であります。

その下の、「衛生費」の「保健衛生費」であります。

報酬の増額、それから共済費等の関係でありますけども、療養休暇中の職員の補充伴うもの について、嘱託職員を雇用するその費用について、この部分を増額しています。

43ページの真ん中、「農業振興費」であります。

上段は、農の拠点施設、いわゆる7月20日に再オープンした時の不足分の費用であります。 細かな消耗品、それから役務費等の補助金であります。

「ふるさと納税推進事業」とありますけども、ふるさと納税については、「ふるさと納税集計システム」を導入する費用であります。

それから、右側に「農林水産業費補助金」とありますけども、農産物ブランド化推進事業にも同じ「農林水産業費補助金」があります。両方とも、農の拠点施設と調布市の新鮮屋にPOSレジを導入する補助金額を差し引いた金額を農業振興公社に補助をする金額であります。

次に、45ページをお願いします。

45ページの上段、「商工費」であります。額の大きなものとして、真ん中の「観光施設管理費」ということで、繰出し金658万8千円。先ほど村長から説明があったとおり、「観光施設特別会計」へ繰出しを行います。内容については、経営戦略策定業務を行うための経費であります。

次に、46ページ「土木費」であります。

上段について、右側に土木総務費ということで、賃借料については、土木の積算システムの額について、増額となった部分を賃借料、リース料でありますけれども、増額を行います。

それから、「移住定住促進事業」とありますけども、空き家の活用補助金について、当初計画よりも利用者が多かったということで、ここで予算を使いきっておりますので、今後利用される方に対応するため、増額を行っています。

下の「道路橋梁費」であります。

「除雪対策費」について、右側に「除雪対策費」868万円とありますが、先ほど村長から説明がありましたように、この夏の高温によりまして、馬曲温泉の無散水道路の一部が隆起してしまい、その修繕に係る費用の補正を行うものであります。この中には、重機の夏の点検に伴う修繕費が一部含まれています。

次に、47ページをお願いします。

2段目の「河川費」につきましては、修繕工事ということで鳥川の護岸復旧工事をここで計画をしております。

4段目の「住宅費」であります。

48ページ、事業費そのものが減額で2,327万7千円ということでありますけども、来 年度に事業を送るための経費ということで、全額減額をしています。

47ページの4段目、「村営住宅管理事業」ということで、一部は北鴨の若者住宅の修繕費、その下に「住宅等活用補助事業」ということで補助事業がありますが、住宅を新築する際に、一定要件を備えた住宅を建築する際に補助をする制度があります。利用者が多くあるということで、本年度、予算を使い切っていますので、今後の部分、それから不足する部分について、ここで増額の計画をしております。

48ページの下段、「国土調査事業」に係るものであります。

総額で595万9千円でありますけども、本年度の補助対象事業費の補助金額が確定しておりますので、当初計画したものについて減額の調整を行っています。

次に、52ページをお願いします。

額の大きなものとして、52ページの上段、「保健体育費」の「体育施設管理費」であります。 本年度、耐震改修について実施設計を行って、次年度以降、耐震改修の工事を行うというこ とでありましたが、事業費そのものが高額になってしまいますので、本年度、その委託料を取 りやめて、できるところから工事を進めたいということで、工事費453万6千円を計上して おります。主な工事内容は、体育館に飛散防止フイルムの設置を行うための事業費であります。

その下に、ジャンプ競技場の管理費ということで、備品購入費があります。これは、ジャンプ大会の時に、スピードメーターの表示することを今の大会では義務付けられていますので、一部不具合のあるスピードメーターの表示の修繕に伴う備品を購入する費用であります。

その下段の「公債費」でありますけども、平成29年度の借入額が確定したことによって、 元金・利子それぞれ調整を行っています。

歳入についてでありますけども、事業費による特定財源の増減については、予算書のとおりでありますけども、繰越金の増額を行って、それから今回は減額の補正となりますので、当初計画をしました財政調整基金からの繰入金を減額して全体の調整を行っています。

条例、それから特別会計については、村長説明のとおりであります。

議長(森 正仁 君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(4番 土屋喜久夫 議員 挙手)

議長(森 正仁 君)

土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。4番。」の声あり) (4番 土屋喜久夫 議員 登壇)

4番 土屋喜久夫 議員

議案第51号の条例の制定でありますが、この関係についてお尋ねをしたいと思います。

「木島平村個人番号の利用に関する条例の制定について」の条例の1条にあるとおり、総背番号制と言われる法律が制定されたのは、前の村長の時代、平成25年であります。

今回、ここまで村の条例の制定が遅れた理由が1点。

もう1点は、もし、この条例が急に必要になったというような、4条に係るような利用の違 反があったのかどうか。 この2点について、質問いたします。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

今回の条例制定に伴う質問ということで、まず、条例の制定そのものについては、ただ今、 議員が申し上げましたように、個人番号の設置については、以前から設置はされていました。 村の条例が制定されていなかったものについては、条例の制定がまさに遅れていたそのもので あります。

それから、利用範囲については、4条にありますように、今までこういう事例や障害等が発生していなかったために条例を作っていなかった、それから現在、個人番号を利用するために、必要な運用そのものを庁内で整理をしています。その中で、こういう条例が発生をしていたというものを職員の中で確認をしていなかったことが原因であります。ただちに条例を制定して、法律に合う運用をしていきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

よろしいでしょうか。

4番 土屋喜久夫 議員

はい。

議長(森 正仁 君)

他に質疑はありますか。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第51号から議案第67号までの、条例案件5件、予算案件12件、合わせて17件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

委員会審議については、委員会の日程でお願いいたします。

次に、日程第22、認定第1号「平成29年度一般会計決算について」の件から、日程第33、認定第12号「平成29年度水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件12件を一括議題といたします。

なお、以降議案等の「平成29年度」の部分については、省略させていただきますので御了 承願います。

朗読を省略して、本案についての提案理由の説明を求めます。 日基村長。

> (「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、認定案件でありますが、認定第1号から第12号についてであります。決算の認

定でありまして、認定第1号「平成29年度木島平村一般会計決算について」から認定第12号「平成29年度木島平村水道事業会計決算」についてまで、12会計につきまして、内容は行政報告で概略を申し上げました。予算決算常任委員会で十分ご審議をいただきますようお願いをいたします。

議長(森 正仁 君)

一般会計決算ほか、11会計の決算につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定により、所定の審査を終了しています。

ここで、渡邉代表監査委員から、決算審査に関する意見を述べたいとの旨の申し出がありましたので、これを許します。

渡邉代表監查委員。

(「はい、議長。」の声あり) (代表監査委員「渡邉吉基 君」登壇)

代表監査委員 (渡邉吉基 君)

去る7月25日から7月31日までの間に、5日間の日程で議会選出の勝山 卓 監査委員と 私の2人で、平成29年度の一般会計及び各特別会計の決算等について審査を実施いたしました。

関係する資料の提出をいただき、それぞれの担当者から、真剣な説明を受けましたことを申し上げ、また、関係する諸帳簿及び証拠書類の数値について、誤りがないものと認めました。 なお、お手元に「審査意見書」を申し上げてありますが、主だったものについて、何点か申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

- 1、前年度審査意見で木島平村職員等からの公益通報の処理に関する規定に基づく窓口の周知徹底について指摘をしましたが、通報の仕組み、流れが依然として不明確である。公益通報者保護法を踏まえ具体的な通報体制の構築をされたい。
- 2、過年度分固定資産税不納欠損額399万394円のうち179万2,200円については時効中断の手続きがされなかったことによるものである。手続きをしなかった原因の調査をするとともに他に同様の事例がないか精査し、再発防止のための対策を講じられたい。
- 3、前年度指摘の木島平村農業後継者等育成奨励金については、要綱に一部不明瞭な部分があるため改正をするとしていたが、改正を行わないまま平成29年度の当該奨励金の交付がされている。今後早急に交付要綱を改正するとともに、奨励金交付対象者の交付後の農業経営の実態を把握されたい。
- 4、平成29年度末で指定管理契約が終了した平成26年度農の拠点施設運営補助事業補助金の補助事業者については、木島平村補助金等交付規則第15条第1項3号及び第19条の規定に基づいた手続きがされていないので、その妥当性について検証されたい。
- 5、木島平村特産品開発推進補助金については、補助対象外経費を含めて申請をしている事 案がある。当該経費にかかる補助金については補助事業者へ返還を求めること。
- 6、国民健康保険事業の安定した運営を進めるには、被保険者の健康管理に意を注ぎ、病気にならないこと、また病気が早期に発見され、早期に治療されることが必要であるので、健康管理健診の受診率の更なる向上と病気予防対策に積極的に取り組まれたい。
- 7、若者住宅売却に当たり、売買契約書を締結し取引を行うこととしていたが、買受人が売買契約書の約定を履行できないことを担当者が承知していながら、内部決裁を受けずに売買が行われ、代金の一部が未納のまま所有権移転がなされた。その後、未納金については長期間にわたり分割により納入され現在に至っている。このような異例な取り扱いがなぜ行われたか、また、管理者が関知していたかを含め、実態について調査をするとともに、未納金の回収に注

力されたい。

以上申し上げましたが、詳細については、お手元の審査意見書をご確認いただければと思います。

以上で審査報告を終わります。

議長(森 正仁 君)

以上で、決算審査報告を終わります。

渡邉代表監査委員、大変ご苦労様でした。

ただいま議題となっております、認定第1号「一般会計決算について」の件から、認定第1 2号「水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件12件についても、お手元に配 布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。

日程第34、議案第68号「水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

朗読を省略して、本案について提案理由の説明を求めます。

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、議案第68号「平成29年度木島平村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、水道事業会計未処分剰余金の処分方法 について、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金3,220万6,689円のうち、減債積立金と建設改良積立金にそれぞれ1,500万円ずつ積み立て、残余を繰り越すものであります。

議長(森 正仁 君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

この件についても、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。

なお、請願・陳情についての委員会付託は、お手元に配布しました「文書表」のとおりです。 それぞれ、付託された事項については、9月13日、午後4時までに報告を取りまとめてく ださい。

直ちに印刷を行い、9月14日の本会議で議題にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

(散会 午前11時17分)

平成30年9月第3回 木島平村議会定例会 《第2日目 平成30年9月11日 午前10時00分 開議》

議長(森 正仁 君)

おはようございます。

(全出席者「おはようございます。」)

議長(森 正仁 君)

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

1番 吉川 昭 君。

(「はい、議長。1番。」の声あり) (1番 吉川 昭 議員 登壇)

1番 吉川 昭 議員

おはようございます。

質問の前に、最近の台風や地震などにより被災された皆様にお見舞いとお悔みを申し上げます。

それでは、通告に基づきまして渇水対策について質問させていただきます。

7月初めの大雨以降、8月のお盆までしっかりとした雨がなく、7月20日頃より畑の作物にも影響が出始め、水田も場所によっては水不足が始まりました。特に7月末より多くの地区で水路に水が無く、10日以上水がかからないことで土は干割れた状態で白くなり、稲の葉先が萎れて枯れ始める水田が北鴨蟹沢地区でもあちこちで出始めました。

では、水は無いのか。大きな河川の絶対量は少ないのですが、今年の場合は涸れた状態ではありませんでした。バランスの問題でありまして、有る所と無い所が極端になった結果であると思います。有る所は例年通り水田に常に水を張っている状態。無い所は10日以上水がかからない状態でありました。これは上流下流によっても起こります。また、一本一本の個々の水路によっても差は出ます。全てはバランスであります。バランスが崩れるとその影響は次々に広がっていきます。今回もこれはありました。

平成6年の大干ばつの時は、この後9月まで雨は降りませんでした。その時の状態では馬曲川はほとんど涸れた状態でありました。また、例年7月20日以降には、上堰の円筒分水より北鴨側の水路は乾いているのですが、平成6年の時は、いろいろ努力をされまして水は流れる様にしていただきました。ですが、残念ながら今年は、水は一瞬ちょっと濡れた程度で、流れては来ませんでした。また当時は、今後に備えて貯水の池を造る具体的な計画まで検討されましたが実現はしませんでした。

平成6年の頃について、ちょっと状況を思い出してみたいと思いますけれども、平成5年というのは、細川内閣の時で冷夏でございました。冷夏によってコメ不足になりました。タイ米とかが輸入されて記憶にあるかと思います。それが平成5年。GATTウルグアイラウンド、ミニマムアクセスですとかがされた時が平成5年でございます。その後、平成6年は、雨が7月から9月までほとんど降らない状態の年になりました。その時、畑で作っていた作物は、ほとんど9月以降は収穫できないという事がありまして、もう諦めまして、普段なかなか行けない神戸の方に個人で視察に行きました。神戸の六甲山の裏の方ですけど、百合を見に行きまし

た。9月に行ったのですけれども、その翌年の1月に阪神淡路の大震災がありました。野沢木島平より行ったバスが、高速道路のところから頭だけ出して落ちなかった。そういったことがあったのが平成7年でございます。その頃の状況はそういった状況でした。

今年もそこまではいかなかったのですが、7月、8月のお盆まで水が無い状況です。それについて、村としてどのような対応されたかという事で質問させていただきます。

1番目としましては、渇水対策本部が設置されておりましたが、何を検討されたか、お伺い いたします。

2番目としまして、どの地区が水不足と判断され、どのような措置をされたか、お伺いいた します。

3番目としまして、今後への対応はどうか。どのように検討されたかお伺いいたします。

4番目としまして、上堰の事務局は何をされたか。どのような対応をされたかお伺いいたします。

5番目としまして、大川の水の再利用はどう考えているか。大川の水は干ばつになるといつ も、普段にまして水量が増えると言われておりますけれども、その再利用はどう考えるかとい うことでございます。

6番目としまして、全てを見てバランスをとる人が必要と思いますけれども、それはいったい誰がやるのか。また、そういったことは出来ないのか。その辺についてもお伺いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日臺正博 君)

それでは、吉川議員の「渇水対策について」ということでご質問にお答えしたいと思います。 仰るとおり今年の夏は連日の猛暑、そしてまた少雨、その影響によりまして、村内の一部で 渇水状態が続いたということで、農作物への影響が懸念されましたので7月31日に木島平村 渇水対策本部を設置いたしました。村民各位には、ふう太ネットを通じて節水を呼び掛けたり、土地改良区や水利組合等には水路点検により、非常時における水の有効利用について、ご理解とご協力を求めたりしたところであります。 将来的に恒久的な対応は必要と考えてはおりますが、ご質問の具体的な内容については担当課長から答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

髙木産業課長。

(「はい、議長。」の声あり) (産業課長「髙木良男 君」登壇)

産業課長(髙木良男 君)

それでは、渇水対策について、村長答弁に補足して説明を申し上げたいと思います。

まず、1点目の渇水対策本部が設置されて何を検討されたか、というご質問の内容でございました。渇水対策の概要は、土地改良区や水利組合等の関係団体については、農業用水確保のために要した用水ポンプ等の電気料金や燃料代の補助制度を設け、活用を広く呼び掛けてまいりました。また、上堰管理委員会による樽川からの取水量確保のための作業等の対策を進めてまいったところでございます。さらには、渇水状況把握のために、全村水路調査をし、水量の

確保が困難な地区については、平成6年の対策と同様、冬季の無散水消雪施設の用水を使っての増水について、建設事務所に許可を受けるべく交渉したものの、結果的に許可を得られなかったという状況でございます。

次に、2点目であります。どの地区が水不足と判断され、どのような措置をされたか、という内容でございます。渇水調査の結果、北鴨の原堰、中村堰下流域概ね8ha。それと、大塚沖の一部と判断をしております。それぞれの関係区、下中村保全会、大塚沖土地改良区で独自に対応をされております。

3点目であります。今後への対応についてはどうか、というご質問であります。村としては 水利権の調整はできませんが、互いに水を譲り合い、補完し合うという機能が非常時に発動で きる調整組織、こういったものが必要だと考えております。今後は各水利組合や有識者も交え て調整組織の設置をしてまいります。

4点目であります。上堰の事務局は何をされたか、というご質問であります。7月以降、連日、上堰管理委員会役員と樽川取水口の水量点検をし、取水量の確保に向けた調整業務をしてきております。

5点目、大川の水の再利用はどう考えるか、というご質問でございます。一級河川大川には上堰、下堰、中島堰の余水が流入しておりまして、渇水の今期においても、麗澤な水量がございました。この水は市ノ割地区、宮の島地区の一部で用水として活用されており、さらには樽川の河床下を潜り、飯山市木島地区の用水として使用されております。一級河川であるため、大川の水を利用するためには、県知事への許可水利権申請が必要となります。その際には流量調査を行い、余水の利用について、現水利権者の承諾を得たうえで取水の位置、工法、構造等をあらかじめ具体化し設計する必要があります。

最後に6点目でございます。全てをみてバランスをとる人が必要と思うが、それは誰がやるのか、できないのか、というご質問でありました。慣行水利権に行政の権限は及ばないため、村全体の水利調整を強制的一本の指示系統で行うことは現実では困難だと考えております。現時点では、互いに譲り合いながら補完し合うという機能が非常時に発動できる調整組織の中で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

吉川昭君。

(「はい」の声あり)

1番 吉川 昭 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の本部を設置して何をされたかということで、県の消雪用の井戸についても、平成6年当時も申し入れをしていただいた経過がございますが、平成6年も使えませんでした。やはり今回も県のものは使えなかったというのが結果だと思っております。

それと、その調査の結果、どの部分の水が不足したかということです。原堰、中村堰の下流域、あと大塚の一部となっておりますが、今回、中村が最初に不足したのではないかなと思います。中村区からの申し入れが一番早かったのではないかと思います。そのために、例えば、中村堰の途中途中の分岐を全て中村に向く方向でいろいろと調整をされたと思います。その結果、そのすぐ近くであっても小原地区、高石地区、南鴨地区は余計に水が不足していったのではないかと私は見ております。何か方法をとらないと中村には行かないので、それも重要ですが、その結果としてバランスが崩

れていったということがあります。

3番目のところで、各水利組合や有識者も交えて調整組織を設置してまいりますとご答弁いただきました。ここからが再質問になります。各水利組合や有識者も交えての調整組織の設置をしてまいりますとなっていますが、できれば具体的にとか、実際に実行されるようなお願いも含めまして、再質問をさせていただきます。

それと、4番目で、上堰の事務局は何をされたかということでございます。今回、産業課の職員も連日出ていただいて、いろいろと見廻りをしていただいたのは見ております。また、上堰の取水口の方でも、石などの撤去や水がより多く取水できるような方法をいろいろ努力されたのは、見たり聞いたりして分かっております。量を増やす努力は見えたのですけれど、では、流れてくるかというと流れてこないのです。それはどういうことかと言うと、水量が増えても大川の方に出ていくような形で中間取水されてしまう分が管理できなかったということだと思います。これが平成6年との違いで考えますと、平成6年はその方法をとられて、結果的には上堰管理委員ではなく、役場の職員の方がやって下さったのではないかなと思います。その中間から、落ちる部分を決められた桝を作って、それ以上の水が落ちないようにされたわけです。それによって水は流れてきました。円筒分水より北鴨側、北鴨ということは中村とか全部そちらの方に流れるのですが、それは流れるようにしていただきました。今回、なぜそれができなかったのか。それはちょっと疑問に思うところであります。その辺も再質問でさせていただきます。なぜ出来なかったのかということです。

それから、5番目では、大川の水の再利用をどう考えているかということで、受益者調整、再利用の方法についても詳細な検討が必要と考えているということです。これは、1つの方法ではないと思うのですけれども、例えば、どこが不足していてどこに引くのか、上堰に戻すのか。それとも、高石地区に持ってくるのか、大塚方面に持っていくのか、色々な方法は考えられると思います。その辺の検討が必要となっているのですけれども、どの程度検討されるのかお伺いいたします。

あと、6番目で、全てを見てバランスをとる人が必要だと思うがそれは誰がやるのかという事を質問させていただきましたけれども、村としては、それは出来ないという事でございます。先ほどの4番目の上堰についてもそうですけれども、上堰というのは、いろいろ歴史の経過のある中で、事務局が村の中にあります。いろいろな経過の中で事務局が村の中にできたのだと思います。あくまでも事務局だと言ってしまえばそれまでですけれども、それぞれの区なり管理委員なりが検討ということはあるのですが、事務局があるということで事務局なりの必要性も考えておりますので、その辺が重要になってくると思います。バランスをとる人間が必要と思うのは、誰がやるのかということでございます。

実は今回、私は北鴨の中山間1というところの代表を今年で終わりですけれども、 今年までやっておりまして、去年と今年は同じ小原地区。中山間1の中でも、下へ行くと10日も水の掛かって無いような所が去年もありました。今年も7月の末にありまして、8月に入ってすぐに下の方に水を回すように、「上の方は止めさせていただきます」ということで、中山間1地区内の部分ですけれども、全部紙を置きまして、下の方に水が回るように2日間やりました。とりあえず、水はその地区で回ったのですが、それをやっている最中に、ケヤキの森からマレットで帰ってくるおばあさんというか女性がおりまして、「自分は中学校の辺りにあるけど、水は1滴も流れてこない。何とかならないかね」という話もされて行かれました。自分の所でけじゃ無いというのも、改めてその時に感じたわけです。中村も北鴨を通っている堰のずっと下流にあります。そこは、毎年水がないのですけれども、北鴨で言うと蟹沢地区もやはり水が 無くなっているというのは、最初の説明での状況でございます。そんな中で、今度は原地区だけでなく、区長と相談をしまして、蟹沢地区の方にも水を回そうとしたのですけれども、いろいろ見ていく中で、水の多い所はあるわけです。それぞれの堰の系統によっても水の量は違います。また、それぞれ枝分かれしていった個別の水路についても、例えば、湧水のある堰、ない堰によっても水が行く、行かないがバラバラです。そういったのを役場の職員が全部見ることはできません。ですから、例えば、耕作組合なり、そういう地区の区長なり、全部集まった中で、その辺も把握してやっていくのが必要だろうとつくづく感じた今年です。それが非常時に発動できる調整組織を検討してまいりますとなっていますが、その辺についてもなにか具体的なことがありましたら、併せて再質問させていただきます。

今、4つ申し上げましたが、その点について再質問させていただきます。 よろしくお願い致します。

議長(森 正仁 君)

髙木産業課長。

(「はい、議長。」の声あり) (産業課長「髙木良男 君」登壇)

産業課長(髙木良男 君)

それでは、吉川議員の再質問にお答えいたします。

1点目の調整機能。こういった組織の設置の状況、予定、目論見だと思いますが、ご質問でありました。今現在、秋の作業が始まりますので、秋の農作業終了後、直ちに有識者、関係区、水利組合等々の代表者にお集まりいただいて検討してまいりたいと考えております。

2点目、平成6年の対策で上堰管理委員会が各落水の水の所に造作をしながらという話でございました。今回上堰管理委員会の皆さんともお話させていただいた中で、やはり平成6年当時のそういったノウハウを持っていらっしゃるという方がいらっしゃらなかったのかもしれません。話し合いの中ではそういったお話は一切出なかったものですから、村としても点検調整等々の業務に終始をしたという状況でございます。

それと3点目、大川を具体的に使うという話になれば、今現在、どんな具体策を検討しているかという内容でございました。ポンプアップする方法でありますとか、議員ご指摘のように横に流す、下に下らせるなど様々な方法があろうかと思いますので、今後、具体的にその調整組織の中でのお話の中で検討させていただければと考えております。

それと、4点目であります。1点目の内容と若干ダブルと思いますけれども、この調整組織は、やはり慣行水利権自体は村の立場として、強制力をもってということは答弁でも申し上げましたが、なかなかできないものでありますから、やはり有事の時にそういったことがシステム的に働く機能、こういった機能を担保する組織の設置をと考えております。

冒頭で申し上げましたとおり、秋の農作業終了後直ちに設置をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

以上で、吉川 昭 君の質問は終わります。

(終了 午前10時24分)

7番 江田宏子 さん。

(「はい、議長。7番。」の声あり)(7番 江田宏子 議員 登壇)

7番 江田宏子 議員

私は通告に基づきまして5項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目目「早期の病気予防対策」ということで、「乳ガンと血管系疾患」の予防及び早期発見の対策について、村長にお伺いします。

現在、村の乳ガン検診は、30歳から39歳までが超音波検診、40歳以上は2年に1度のマンモグラフィのみとなっています。

先日、「2年に1度のマンモグラフィだけでは心配」という声もあったので色々と調べたところ、ガンの部位別罹患率では、女性は「乳ガン」がトップで、罹患者数も年々増えており、長野県は乳ガンの罹患率が全国5位という統計もありました。また、40歳以上は、乳ガンの罹患率が年々高くなっています。

マンモグラフィは、乳腺の密度が濃い方、いわゆる「デンスブレスト」、日本語では「高濃度乳腺」といいますけれども、その方の場合は「雪の中で白いウサギを見つけるようなもの」と表現されるくらい、画像に白い部分が多くなり、ガンがあっても見つけられなかったり、見えづらかったりする可能性が高いようです。

40歳未満がマンモ検診ではなく超音波検診なのは、若いほど高濃度乳腺だからですが、ある調査では、40代でも約9割、50代でも約4割の方に、そのような乳腺の方が見られたという結果もありました。

また、高濃度乳腺等のために、画像の判別が不可能な場合、日本では、まだ大方の医療機関が検診結果を「異常なし」としているようですが、アメリカでは、そのことが社会問題化し、「高濃度乳腺であるため画像判定できないこと」の告知を義務づける州も増えてきているようです。

せめて、自分が高濃度乳腺だとわかれば、超音波検診も併用で受診する選択をすると思いますが、「異常なし」という結果になれば、自分が高濃度乳腺に該当するかどうかもわからず、超音波検診は選択せず、手遅れになる可能性もあります。

そこで、村の検診結果はどのようになっているかお伺いします。

また「判別不可能」の場合でも「異常なし」とされる場合、今後の検診で、高濃度乳腺による判別不可能の告知について、対応は可能でしょうか。

併せて、マンモグラフィと超音波検診を毎年交互に受診できるようにしている自治体もありますが、本村でも対応できないかお伺いします。

また、次に「血管年齢測定」の導入について、見解を伺います。

近年「血管年齢」が注目されていますが、血管年齢が高くなると、血管が硬くなり、血流が 悪くなり、血栓ができやすくなり、脳疾患や心臓疾患など、命に関わる病につながります。

血管系の病気も、気づかない内に進行し、一瞬にして命を落としたり、後遺症が残ったりするなど怖い病気として知られていますが、最近では、30代から40代の若い世代でも、脳梗塞や心筋梗塞などを突然発症する例も増えており、年に1回の検診だけではなく、血圧測定や血管年齢の測定により、自分の血管や血流の状態を認識できる機会を増やすことも、対策として有効なのではないかと考えます。

血管年齢は実年齢と比例せず、また、対策により改善も可能で、実際、ある離島の診療所の 医師の取り組みで、血管年齢の若返り指導により、救急搬送が激減したという事例もあります。

血管年齢は誰もがわかりやすく、実感しやすい指標であり、改善に向けた目標も持ちやすい と思います。

ある薬局では、有料の測定器を設置したり、広域行政で「健康度見える化コーナー」を設置

したりして、体組成計、骨密度測定器、電動血圧計、血管年齢測定器、脳年齢測定器などを揃え、自由に利用できるようにしているところもありました。

そこで、まずは、「血管年齢測定」を健康管理検診に組み込む、または、計測できるコーナーの設置を考えられないかお伺います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

「早期の病気予防対策に向けて」というご質問でありますが、現状と具体的な対応について、 担当課長が答弁いたします。

議長(森 正仁 君)

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり) (民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長(竹原雄一 君)

お答え申し上げます。

乳ガン検診について、村の健診結果はどうなっているのか。また、高濃度乳腺による「判断不能」の告知対応は可能かということでございますが、高濃度乳腺の方全員に告知することは、村ではいたしておりません。

しかしながら、高濃度乳腺のために医師が画像を診断できない場合は、超音波検査を受診するようにお知らせをしております。

また、精密検査が必要となった方の医師の紹介状には、乳腺の状態についての報告がされて おります。

併せて、マンモグラフィと超音波検診を交互に受診できるようにしている自治体もあるが、 本村でも対応できないかということでございますが、村のがん検診は、基本的には、厚生労働 省のがん検診の指針に基づいて、がんによる死亡率減少を目的とした対策型検診として実施し ております。

厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会では、現在、「乳がん検診における高濃度乳腺への対応について」というテーマで検討が進められておりますので、この検討の動向を注視しながら、より効果的で実現可能な乳がん検診の方法を調査研究していきたいと考えております。

2点目でございますが、血管年齢の測定を健康管理検診に組み込む、または計測できるコーナーの設置を考えられないかということでございますが、人間ドック検診のオプション検査として行われております例が多い血管年齢を測定する検査であります「血液脈波検査」は、血管の硬さと狭窄、すなわち動脈硬化の程度を調べるための検査でありまして、血管の状態を、検査結果を示した図やグラフなどによって把握することができる検査であります。

この検査は、議員ご指摘のとおり、分かりやすく、実感しやすい検査でもありますので、村 民の皆様が自身の健康管理により積極的になっていただくためにも、健診の受診率の向上のた めにも、この検査が効果的で実現可能な検査であるのかなど調査研究をしていきたいと考えて おります。

以上でございます。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきます。

血管年齢の測定導入については、今答弁いただいたように、ぜひ前向きな検討をお願いできればと思います。

乳ガン検診ですけれども、今回、調べてみて、高濃度乳腺の方は、マンモグラフィでは判別 しにくいということも初めて知りましたし、実際、高濃度乳腺であるということが、自分では わからない方がほとんどだと思います。

今、ご答弁の中では、医師が画像で診断できない場合は、超音波検査を受診するようにお知らせをしているということで答弁をいただきましたけれども、自分が高濃度乳腺であるということを認識していれば、やはり「マンモグラフィでは分かりづらいのだな、自分は超音波検診を受けた方がいいかな」という方向にもつながると思います。無駄に不安をあおっても良くないと思いますけれども、例えば「あなたは高濃度乳腺で、画像に写りにくいので、たまには超音波検査もしていただいた方が良いと思いますよ」というようなアドバイスがあれば、自分でも気をつけて、マンモ検診のない年は、超音波検診を受ける方も増えてくるようになるのではないかと思います。村から病院にその要望はできないのかお伺いしたいと思います。

それから、マンモ検診だけでは判定しづらい方だけでも、毎年、超音波検診と交互で受診できるようにはできないものか、お願いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり) (民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長(竹原雄一 君)

お答え申し上げます。

まず、初めの「高濃度乳腺を一律にお知らせはできないのか」ということでございます。先ほど申し上げました厚生労働省の検討会の中でもそのような検討がされておりまして、その中で、なぜ一律に高濃度乳腺を検診された皆様にお知らせしないのかということでありますが、高濃度乳腺、厚生労働省の中では、高濃度乳房とおっしゃっていますが、高濃度乳房は乳房の構成を表す言葉であり、病気ではありませんということで、病気ではないものを一律にお知らせすることが果たして望ましいのかということで、検討会では望ましくないというような考えが示されております。

それから、「なぜお知らせをしないのか」ということでありますが、例えば、お知らせをした場合のメリットは、自分自身の乳房の構成の状況が分かり、自身の意識が高まり、適切な医療機関を受診して適切な行動をとることが考えられますが、逆にお知らせすることによって不安を感じるというようなこともあり、あまりの不安から不必要な検査を受ける場合も出てくるということでありまして、メリット・デメリットが紹介されております。村といたしましては、厚生労働省の動向と言いますか、考えを注視しながら進めているところでございます。

それから、マンモグラフィにつきましては、村では40歳以上74歳までの方を対象に、2年に1回、エックス線検査を進めてございますが、「その間の年に超音波検査ができないか」ということでございます。大方の市町村は、マンモグラフィでこの年齢の方を対象にしていると。これも厚生労働省の指針がございまして、明確に死亡率減少の確認ができているのがマンモグラフィだけであるということで、マンモグラフィが唯一推奨できる検査としております。それに基づいて検査を進めているところでありますが、市町村によりましては、間の年に超音波検査をおやりになっている市町村もございます。そうしている市町村の状況を調査・研究をしながら、より良い乳がん検診の方法を調査・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

それでは、2項目目といたしまして、「景観の維持について」伺います。

本村は美しい田園風景が広がる地域として全域が、長野県の「景観育成重点地域」に指定され、村内外問わず、多くの方が「誇るべき景観であり、大事にしたい」と感じていることと思います。

景観に関する村の例規には「自然保護条例」と「沿道景観維持に関する指導要綱」がありますが、自然保護条例では、対象区域が高社山麓地域・カヤの平地域・馬曲地域に限られています。

また、それ以外の地域については、「沿道景観維持に関する指導要綱」が適用され、主に看板等、広告物に関する詳細が定められている他、電気供給施設や通信施設等を設置の場合の協議 書の提出や「沿道住民との景観形成住民協定」が定められています。

そこで、次の3点について、質問します。

まず、協議書の提出や住民協定が義務づけられる施設の範囲や設置規模はどの程度のものなのか。

また、その対象となる物については、計画段階で把握・指導できるのか。

そして、自然保護条例に関わる区域での開発行為は、村長の諮問を受け、自然保護審議会で 審議することになっていますが、それ以外の地域の場合は、その可否の審議はどこでするのか お伺いします。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、江田議員の「景観の維持について」というご質問にお答えいたします。

長野県の景観重点地域につきましては、信州の景観の骨格や顔となる地域として、浅間山麓・ 八ヶ岳山麓・国道147号線、148号線沿線、これは安曇野市から白馬村まででありますが、 そして高社山麓千曲川下流域の4カ所のみを指定しているということであります。

高社山麓千曲川下流地域は、中野市の一部、野沢温泉村の一部、栄村の一部、そして木島平村は全域が指定されております。

この指定理由では、「高社山への雄大な展望が得られ、豊かな緑で覆われた、谷と農地と集落が一体となって自然と調和した景観となっている」というものであります。

「高社山と千曲川が一体となった木島平村において、優れた田園風景が保全・継承される必要がある。」とされています。

次の世代のため、こうした他に類を見ない自然豊かな木島平村を継承するためにも、行政は もとより、今木島平村に住む皆様のご理解とご協力が必要であります。

江田議員の質問につきましては、担当課長が答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり) (建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長(土屋伸二郎 君)

村長の答弁に補足いたしまして、ご説明いたします。

村の自然保護条例で指定している対象地域ですが、高社山麓地域、カヤの平地域、馬曲地域の3つでありまして、それ以外の地域につきましては、沿道景観維持に関する指導要綱の対象となります。

この沿道景観維持に関する指導要綱は、国・県・村道の道路の中心から両側50mを対象としており、そのうちの村内5ヵ所、国道403号線の一部、県道の一部、村道30号線、これはスキー場線です。それから、753号線、これはスキー場のゲレンデを横断する道路です。それから769号線、栄町です。この5ヵ所が協議を必要とする区間として指定しています。この区間に広告物等を設置しようとする際には協議が必要となります。

また、沿道住民との景観形成住民協定につきましては、長野県の景観条例の第18条に定める景観重要建造物を対象としておりますので、村内で指定されている場所はございません。

広告物等の設置を計画した場合、市町村に届け出る義務がございますので、計画段階で把握・ 指導は可能であると考えます。

自然保護条例に関わる区域以外の可否の審議につきましては、担当課で判断をいたします。 許可の基準としましては、自然保護条例施行規則第7条に沿った内容であれば、許可を行う ことになります。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

昨年、本村でも、スキー場地区において、太陽光発電施設、いわゆる大型ソーラーパネルの 設置許可について、自然保護審議会にかけられた例があります。その時点でも、審議委員から は、景観への配慮や、撤去の場合の懸念に対する意見が出されました。

他の自治体でも、空き地や山林等へのメガソーラーの設置により、景観や反射光の問題等で、 住民が不快な思いをしている事例もあります。

自然保護条例以外の地域では、自然保護条例の施行規則に沿った内容であれば許可をする、 判断は担当課で行なうという答弁がありましたけれども、自然保護条例で謳われている「太陽 光等自然エネルギー発電施設」に関しては、「高さ5m又は面積20㎡を超えるものが審議の対 象となる」とあります。 $5 \, \text{m} \, \text{と言えば}$ 、かなりの高さだと思います。実際、自然保護審議会の際も、 $5 \, \text{m} \, \text{以下}$ の場合は審議不要なのか懸念していました。

自然保護条例指定地域以外の沿道の場合も、高さ5メートル以下の場合は、無条件で許可となるのでしょうか。

また、自然エネルギー推進と景観の維持と、どちらを選ぶかという面では、判断が難しい、価値観の違いというところもありますけれども、景観は木島平の宝でありまして、観光資源としても大変重要だと思っています。設置箇所によるかと思いますけれども、景観を維持することが観光にとっても重要なことだと思います。

また、沿道に設置された場合、沿道住民との協議も必要ではないかと思います。

先ほどの答弁では、一部のところでは、沿道住民との協議をするということでしたけれども、 全村というわけではありませんでした。

今後、村としての景観条例の策定なり、沿道景観維持に関する要綱の中身の見直しなど、ある程度の規制が必要ではないかと思いますけれども、村長の見解をお伺いします。

議長(森 正仁 君)

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり) (建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長(土屋伸二郎 君)

江田議員の再質問について、お答えいたします。

まず、「5m未満のソーラーパネルにつきましては」というご質問ですけども、自然保護条例の第14条、「開発の基本」ということで、「事業者は開発行為による土地の形質変更等自然の改変を、最小限にとどめるなど自然保護に努め、開発に起因する災害を未然に防止し、村民の健全な生活環境を確保しなければならない」と謳っております。

また、16条には「村長は、前条の規定による事前協議があったときは、当該開発行為が適当と認められる場合は承認する」と謳ってございます。

また、第18条につきましては、これは許可の基準でございますが、「自然保護のために必要な条件を附すること」で許可をするということでございます。

建造物につきましては、こちらの方に申請がございます際に、担当課でも審議をいたしまして、いろんな条件を附して許可をする場合があるかと思います。

ただ、長野県としましては、景観重点地域で指定はしておりますが、自然エネルギーも推進しておりますので、行政の立場として完全に「ノー」とは言い切れないのが現状だと思います。 その辺につきまして、建築の申請がございましたら、慎重な審議を内部で行いまして、許可につきましては、決裁を得て出したいと考えております。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再々質問させていただきます。

今の答弁では、あくまでも担当課の中でなり、村長の判断でということで受け止めましたけれども、先ほども申しましたように、5m未満の場合は許可せざるを得ないという判断にも受け止められます。

実際、そのソーラーパネルが、例えば、3m以上とか大規模な時には、沿道から見て、やはり景観にも相当影響するように思いますので、それを自然エネルギー推進の立場からなかなか排除しづらいというのも価値観としてはわからなくはないのですけれども、先ほどの再質問でも申し上げました新たな景観条例の制定なり、沿道景観維持に関する要綱の見直しということで、沿道の場合はもう少し高さを制限するとか低くするとか、そういう見直しは現地点では考えていないのか、今後も考える見込みはないのか、再度村長にお伺いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

景観といわゆる地球温暖化というか、地球レベルでの気候変動に対する対応ということで、 大変難しい問題だと思います。

当然、村とすれば景観を守りたいわけでありますが、地球全体とすれば持続可能な発展を目指すために、個々の人間、個々の自治体、国で何ができるのか考えなければならない時代でありますので、非常に難しい問題だなと思っております。

ご指摘のとおり、5mという具体的な数値を検討するかどうか、現時点では考えておりませんが、言ってみれば人類が目指す最終的な一番の幸福に対して、それぞれの自治体で何ができるのか、その辺の兼ね合いについては、これから検討をしていきたいと思います。

議長(森 正仁 君)

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。 再開は、11時05分でお願いいたします。

> (休憩 午前10時55分) (再開 午前11時05分)

議長(森 正仁 君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。 江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

3項目めは、「ICT情報通信技術推進への対応について」村長に伺います。

今や時代は、パソコンが普及した「第3次産業革命」の時代から、AI、人工知能やIoT、モノのインターネットの活用等が期待される「第4次産業革命」の時代に突入し、今後の産業・仕事・生活に大きな変革をもたらす時代が来ることが予想されます。

農業でも、AIやIoTによる未来型農業が始まっており、今後、既存の農業にどう影響してくるかも注視していく必要もあります。

データの共有、ネット会議など、ネット環境があればどこでも仕事ができる体制を整えている会社もあり、ワークライフバランスの実現や地方での仕事のメリット等を活かし、地方にサテライトオフィスを置くなど「オフィス改革」に取り組んでいる会社や、在宅での仕事やシェアオフィスなど、ネット環境があることにより、地方に移住する若者も増えつつあり、地方での新たな仕事創出の可能性も広がっていると思います。

このような流れの中、本村でも、光ネットの高速化やWi-Fi環境の整備など、徐々にネット環境を整えつつあり、新幹線駅や高速インターチェンジからのアクセスの良さも併せ、企業のサテライトオフィスや研究所、個人での起業、アーティストの活動拠点等々、移住者を呼び込みやすい要素も多いと思います。

AIやIoT・ドローンを農業や酪農で活用できないかと、都会の企業が地方にオフィスを移し、研究を進めている例もあります。個人の移住だけでなく、オフィス誘致も積極的に発信することで、目を向ける企業や個人事業主がいるかもしれません。

このような環境を活用した事業者や移住者の誘致に積極的に取り組む考えはあるかお伺いします。

また、今後のICTやIoT推進に向けたその他の取り組みがあればお伺いします。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、江田議員の「ICT推進への対応について」というご質問にお答えいたします。 ICT推進の対応につきましては、現在は、インターネット環境の整備やスマートフォン、 SNSの普及によりまして、場所を選ばない働き方や生産性を高めるために、地方にサテライトオフィスを設けて、働き方改革の実践をしている多くの企業があります。

東日本大震災以降、「事業資産の被害防止」、「事業継続」、「早期復旧」を可能とすべく事業の継続計画が重要視されるようになりました。地方型のサテライトオフィスによる二地域就業の実現により、事業機能のバックアップなどリスク分散にもつながると言われております。

地方へのオフィス配置によって、自然に囲まれた中での子育てができる働き手のメリットや、 限界集落・高齢化に直面している地方へのイメージアップにつながると考えております。

その他、企業誘致による雇用の創出や人材確保によりまして、地域の活性化は大きな期待であります。積極的に取り組みをしたいと考えております。

オフィスとなる物件や移住者の住居が村の空き家の利用に繋がれば言うことはないわけでありますが、生活の拠点を移された方が地域の中に入り、お互いに生活面のサポートができるようになれば地域そのものが活性化すると思います。

既に村へ移住された皆さんの中には、空き家を購入して、パソコンを使って自宅をオフィスとして活動している方もいます。自然環境の良さ、子育て環境の良さを売りとして企業誘致と併せて個人への案内も進めていきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

小中学校では ICT化教育に向けて、今年度はWi-Fi環境の整備、次年度はタブレットの導入が予定されていますけれども、現在、村の各観光施設や新庁舎等、公共施設でのWi-Fiの整備はどのような状況か、分かる範囲で伺いたいと思います。

それから、今、答弁いただいた中には、積極的に進めていくということをおっしゃっていま

したけれども、実際、企業誘致なり事業者の誘致については、やはり積極的な発信をするとともに、こちらに向いているのではないかと思われる企業をリサーチして、受け身だけではなく働きかけていく面も必要があると思います。

村で難しい場合は、広域の中でもそういう取り組みをされてはどうかと思いますけれども、 村長の考えがありましたら、お聞かせいただけたらと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

後段の質問でありますが、待っているだけではなくて、積極的にという話でありますが、これについては、実際にそれらを仲介する業者がいるという話もあります。その辺を含めたり、 それからまた移住定住の際にその辺も併せて提案したりというような形で進めていきたいと考えております。

現時点では、具体的な内容については申し上げることはできませんが、いずれにしても、これから必要な分野だろうと思いますので、取り組みを強化していきたいと考えております。

現時点でのWi-Fiの設置の状況については、すぐには把握できないかもしれませんが、分かる範囲で担当課長からお答えいたします。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

江田議員の再質問、Wi-Fi等の環境の整備状況ということでありますけども、各施設については、Wi-Fiの環境整備について順次取り組みを進めてきました。

当然、新しい庁舎の発注をこれから行う予定ではありますけども、当然のように必要でありますので、整備するような状況にはなっております。

あと、村の中に点在をしている公共施設でありますけども、できるところについては、順次 進めてきました。ですが、場所的に遠くであったり、高いところであったりという所にはまだ まだ及んでいないところがあります。

ただ、今、話の中にありますように、当然のように必要な施設であると考えておりますので、 順次整備をしていきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

次に、4項目め「新学習指導要領への対応について」教育長にお伺いします。

新学習指導要領では、小学校で1年半後の2020年度から「コンピュータープログラミング」の体験活動、3・4年生の「外国語活動」及び5・6年生の「外国語科」の導入が謳われ

ていますが、小学校の先生にとっては、専門外のことも多く、先生方の負担が増えることが懸 念されます。

英語については、今までも、中学校から小学校に英語指導助手の先生に来ていただき、英語に親しむ活動をしていたと思いますが、今年度からは英語指導助手の先生が小学校に常駐し、力を注いでいただいています。「英語活動」について、昨年度までと現在の小学校での取り組み状況をお伺いします。

また、2020年度の外国語及びプログラミング活動等の導入に向け、教育委員会としての「指針」の提示や「サポート体制」などが非常に大事だと思いますが、準備段階である来年度も含め、教育委員会として、今後どのように進め、どのように関わっていこうとしているのかお伺いします。

議長(森 正仁 君)

小林教育長。

(「はい、議長。」の声あり) (教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長(小林 弘 君)

江田宏子議員の「新学習指導要領への対応について」のご質問にお答えいたします。

「学習指導要領」は、児童生徒に教えなくてはならない最低限の学習内容などを文部科学省が示した教育課程の基準であります。約10年ごとに改定され、2020年が小学校の完全実施となります。

特にこの改訂で大きく変わる点を4つ挙げてみました。

1つ目です。年間の標準授業時間数が、 $1 \cdot 2$ 年生は変わりませんが、3年生以上は現行の 9 8 0 時間から、 3 5 時間増えまして 1 , 0 1 5 時間となります。

2つ目ですが、新たに3・4年生が35時間の「外国語活動」が必修となります。

3つ目。5・6年生が70時間の「外国語学習」が加わり、英語の検定教科書使用の「英語の教科化」が始まります。

さらに4つ目として「プログラミング教育」も必修化となります。

そこで、江田議員が「小学校の先生方にとっては、外国語指導において、専門外の先生が多く、負担が懸念される」と心配されております。

「今までと現在の小学校での英語学習の取組み状況について」の最初のご質問にお答えいたします。

昨年度まででありますが、今までの「英語学習」は、普通教室ではなく「図工室」等でやっておりました。世界地図、英語のカード、アルファベット等の英語学習に関わる掲示は一つもありませんでした。

机も個々のものではなく、ゴツゴツした多人数用の机です。敢えていえば、英語を学習する 環境とは、とても言えるものではありませんでした。

また、ALTのジャスティン先生は、中学校所属のALTでありますので、小学校の英語授業があるときは、小学校へ英語教材を持参し、授業の後は、再び英語教材と共に中学校へ戻るという勤務体制でありました。

ただ、ALTは何とか楽しい英語授業をと、教材を工夫し授業に取り組んでおりました。また、子どもたちも、英語の雰囲気には浸っていたと思っております。しかし、デジタル教材等々の利活用ができないため、「英語を聞く・話す」活動に終始していたように思います。

本年度からでありますが、本年度空き教室になった「旧2年1組」を英語学習専用の「英語 教室」とし、英語学習の質を一段と高めるため「絵・地図・フレーズ・アルファベット」等を 壁面に掲げ、英語の学習環境が一変いたしました。また、デジタル教材の導入が可能となりまして、パソコンを使って音声映像もテレビに映しだすこともでき、学習の幅が格段に広がっております。ALTも「バッチリです」と満足気に言っておりました。

先生方は、今までもALTとの授業に関わっていたわけでありますが、ややALTにお任せの授業でありました。しかし、この2学期からは、積極的に授業に入り、いわゆるT-Tの授業体制作りに臨んでおります。もっと言えば、時には担任が主指導の場面作りにも工夫したいと、取り組んでおります。

英語指導が苦手の先生方も「まず、習うより慣れる。一歩先に踏み出す。子どもたちが楽しむ以上に自分も楽しむ」、そういうことを念頭に授業に向かっております。

また、授業とは違いますが、本年度本格的に放課後子ども教室の「スキルアップ教室」をスタートいたしました。現在「英語教室」は3・4年生32名、5・6年生23名が学習しております。保護者も子どもたちも、英語学習の導入に向けて動き出しているようにも感じます。

本年度中にWi-Fiの設備も整いますので、この有効な利活用に向けて、小・中学校の全職員に対して、教育委員会としてできる限りの支援・研修の機会を設けたいと考えております。 実際に、先進地の学校視察も行っております。

「外国語及びプログラミング教育の導入に向けて、教育委員会として今後どのように進め、 どのように関わっていくか」の2番目のご質問にお答えいたします。

「外国語学習」につきましては、今答弁させていただきましたので、プログラミング教育の 導入についてお答えいたします。

この導入の意図は、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理 を行わせる必要な論理的思考力を身に付けさせることということであります。

しかし、「プログラミング教育」につきましては、教育情報誌等からも把握できるわけでありますが、日本全国、それから長野県下の各教育委員会、学校でも暗中模索・五里霧中のところが大変多いのが現実であります

そうは言っても、学習指導要領で導入を謳っていますので、木島平村の教育委員会としての 今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、ICT環境の整備が求められます。タブレットを含むパソコン、電子黒板、無線LAN環境の環境整備の問題があります。本村は、現在未整備でありますが、本年度末から整備が進みます。プログラミング指導には本年度は難しい状況であります。

次に「人」レベルであります。プログラミング教育をリードする教員や一般教員のスキルアップ、もっと言えば外部のICT支援員の確保も検討する必要になります。

また、この教育の実践の積み重ねが重要となります。

以上、基本的には、今述べました3点をバランスよく伸ばしていく取り組みが求められるわけであります。

木島平村のICT環境がまだ整っていませんが、本年度末、または来年度に向けて、先行して先生方に先進地の視察を含め研修会等に参加していただき、校内研修で研修内容の伝達をすることも考えられます。

また、教育機器メーカー、IT機器メーカーでも出前講座を行っております。可能な限り相談し、プログラミングの教育の導入に向けた研修の機会を利用し、教育委員会としても情報提供と積極的な研修・支援を図っていきたいと考えています。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

今、教育長のご答弁にもありましたように、3年生以上は授業時間も増えるということで、 先生にとっても児童にとっても、非常に精神的な負担が増えるのではないかということが懸念 されます。

教育委員会としても先生方のサポートをするということですけれども、学校との情報共有や 先生方のニーズの把握で、教育委員会として先生方の負担を少しでも軽減できるように最大限 のサポートをお願いしたいと思います。

そして、答弁の中で、外部からICT支援員の確保も検討する必要があるというお話もありましたけれども、子どもたちにとって、まず、入口の部分は、楽しんで授業なりその活動に取り組むことだと思います。その楽しさを教えられるところまでいくには、専門的に知識のある方の方が有効ではないかと思います。そういう意味では、積極的に外部の講師の方をお招きしたり、例えば、英語の指導の中でも海外に行った方のお話を聞く機会を設けたり、外国に興味を持ったりする機会を、積極的に外部の講師の方を入れながらやっていくことで、子どもたちも楽しんで授業に取り組めるのではないかと思います。村内にもそういう方はたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方に「こういう授業をしてもらいたい」、「こういう活動をしてもらいたい」という思いを伝えながら、積極的にそういう方を入れていただければと思いますけれども、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、答弁の中にもありましたけれども、放課後スキルアップ教室についてお話が出ました。その中でも、以前質問した時にも後々にはプログラミングを入れていきたいというお話もありましたけれども、現在、算数と英語を行っています。それは、授業的な活動なのかどうか。私の個人的な思いですけれども、朝から授業を受けている児童にとって、放課後はできるだけ気持ちの解放につながるような場であって欲しいと思っています。算数にしても英語にしても、1年生から6年生を対象として、遊びながらそういうことに、例えば、クイズ形式で遊びながらとか、そういうような形で、楽しみながら活動できるような時間であれば良いのですけれども、新学習指導要領を見越しての事前学習的なことだと、疑問の部分もあります。現状はどういう状況なのか、また、今後どう考えていらっしゃるのか、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

小林教育長。

(「はい、議長。」の声あり) (教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長(小林 弘 君)

いくつかの再質問がありました。

授業時間が増え、先生方の負担が増えるということでありますが、先生方には研修に参加していただきたいと思っております。校内研修、それから、先進地の他校研修、また、夏季休業中の研修、更にはそういう官制研修ではなくて、自分実施の自己研修というような形であります。今までも、現行の学習指導要領では、5年生・6年生は35時間の外国語学習を必ずやらなければいけないというようになっております。ですから、ここにきて急に英語の学習が出てきたわけではありません。そのためにも、以前から先生方も自分では苦手である英語教科の免許を持っていないという方でも、少しずつ英語学習、外国語学習を行ってきたわけでありますが、そんな面で、今度は5・6年生が教科になると、検定教科書を使うというような、これからの小学校の先生、私自身も大変だなというような気

持ちを持っております。そういう面でも最大限のサポートをしていきたいと考えております。

また、ICTの支援員、それから英語に堪能な人が村内にもおられるというようなお話でありますが、実際に雇うということではなくして、例えば、ICTのプログラミングの教育につきましては、何回シリーズというようなことで、その中で先生方に研修をしていただくというような、講座形式のことも考えていかなければいけないかなと考えております。

それから、放課後の子ども教室のスキルアップ教室でありますが、これは授業の延長というようには考えておりません。実際に、私も算数教室、英語教室の実際の場面を何回も見に行っております。まず1番は、算数につきましては、ちょっとドリル的な感じであります。ですから、宿題をする子どもおりますが、指導員の方との質問、個々のやりとりをするというような、いわゆる学習というような感じであります。また、英語につきましても、スキルアップ教室の英語は、力を付けるということではなくして、これから中学へ行ったときに本格的な勉強に入るわけでありますが、やはり英語の楽しさ、英語に慣れるということで、テストをするとかというものではありません。ゲームを入れるとか、現在、英語指導員は2人おりますが、まず1番は、英語を学習することが楽しみである、また、中学校へ行くことが楽しみである、その中でも基本的なことは、小学校の段階で英語嫌いを絶対に出してはならないということであります。これは、スキルアップ教室でも同じように、大事に考えていかなければいけない、そのように考えております。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

それでは、最後の質問といたしまして、「地方公務員法の改正に伴う今後の職員体制について」、 3点、村長にお伺いします。

地方公務員法の一部改正を受け1年半後の2020年度から、現在の臨時職員・非常勤職員・ 嘱託職員等の位置づけや採用条件等が変わる見込みですが、村として想定される影響はどのよ うなことかお伺いします。

2点目は、1年半後の人材や財政状況を踏まえ、場合によっては、新たな非正規職員の配置やアウトソーシング等も視野に、機構改革や各部署の適正職員数の見直しなど、現場職員の聞き取り含め、慎重な検討が必要だと思います。

「臨時職員の雇用に関する要綱」等の改正も必要でありますし、採用条件の変更により、転職を検討される方もいることが想定されるため、早めに方針を出す必要もあると思います。

実際、まだこのような状況になることについて、全く知らない方がほとんどだと思います。 検討スケジュールについて、どう考えるかお伺いします。

3点目は、財政状況から、非正規職員に頼らざるを得ない部分も多いと思いますが、近年、臨時職員の応募が少ない状況の中、雇用を確保したり、新たな雇用体系を考えたりする上で、現在の処遇等に 関する、当事者との意見交換や意向調査等も必要だと考えますが、そのような機会を設ける考えはあるかお伺いします。

議長(森 正仁 君)

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、地方公務員法の改正に伴うご質問にお答えいたします。

今回、地方公務員法の改正によりまして、想定される村への影響ということでありますが、 確かに、人件費の財政負担は増えるということはあると思います。また、同時に雇用の確保そ のものについても大変心配するところであります。

具体的な対応とスケジュールについては、担当課長から答弁いたします。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

村長答弁に補足をしまして、地方公務員法の改正によります今後の職員体制についての質問にお答えします。

この法律の改正そのものは、同一労働、同一賃金の実現に向けた「働き方改革」の一環として行われるものでありまして、非正規職員の適正な任用、勤務条件を確保することが大きな目的であります。

また、新たに制度化されます「会計年度任用職員」には、改正後の地方公務員法上は一般職に適用され、服務に関する規程の適用や懲戒処分の対象となるなど、統一的な取扱いが求められています。

現在の法律では特別職非常勤職員や一般職非常勤職員、臨時的任用職員の定めがありますが、 恒常的な業務を担う嘱託職員、臨時職員の採用や労働条件が明確に分かれていません。今回の 改正によりまして、任用根拠を明確化した会計年度任用職員には、フルタイム、ハーフタイム を問わず一般職と同程度の給料又は報酬とされていまして、職ごとの給料の検討も必要となっ てきています。

質問にあります、想定される村への影響でありますけども、確かに人件費の財政負担は増につながります。ただ、同時に考えていますものが、雇用そのものについて大変心配するところであります。はたして、必要な人材そのものが確保できるかどうか、そのものについて必要となるか、心配をするところであります。

それには、まず、職の洗い出しを行って、恒常的な業務を正規職員で今までどおり対応すべきなのか、または、委託や指定管理に出して可能なのか。ただ単に職員を増やして、そのものを担当させるものを恒常的に行うのか、それは委託に出して、ある程度職員が減ってきたり、人材が不足をしてきた時に、委託や指定管理に出せるものなのかという職の洗い出しを行うことが必要だと考えています。

法律の適用年度が平成32年度であります。今後、必要な条例等の改正、整備は今後進めるということで、現在雇用しています非正規職員については、制度の説明と併せて当事者がどのように考えているのか、意見交換を本年度末までに個々とできればと考えています。採用条件、雇用条件についてもできるだけ早めに提示できるようにしていきたいと考えています。

議長(森 正仁 君)

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきますが、職の洗い出しを、まず行い、業務を正規職員で対応すべきかどうなのかということの検討も必要というお話でした。

「企業は人なり」とよく言いますけれども、役場も同様だと思います。非正規の方でも、非常に良くやっていただく方は、できればこのまま続けていただきたいなと思う方もたくさんいらっしゃいます。そういう方についてもしっかり評価し、良い人材を長くつなぎ止められるよう、そしてまた、良い人材が新たに応募してきたくなるような「やりがいのある職場環境」を目指していただきたいと思いますけれども、この職の洗い出し等々は、実際、現場の立場でないとわからないこともあると思いますけれども、総務課だけで検討をするのか、現場職員も含めた中でそのような検討、聞き取りや検討委員会的なものが設置されるのか、現段階で決まっていることがありましたら、教えていただきたいと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

現時点では、まだ具体的な検討はしておりませんが、おっしゃるとおり、現場は現場で受け 持っている仕事については異なるということであります。

ですから、総務課だけで対応するというのは、大変難しいだろうと思いますし、そしてまた 専門的な知識・経験を有する皆さんも数多くいらっしゃいます。それぞれの分野というか、業 務の中で意見を聞きながら対応していく必要があるのだろうと考えております。

議長(森 正仁 君)

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

(終了 午前11時41分)

9番 萩原由一 君。

(「はい、議長。9番。」の声あり) (9番 萩原由一 議員 登壇)

9番 萩原由一 議員

それでは、通告に基づいて私から3項目の質問をします。

はじめに「渇水対策について」であります。

今年は例年にない早い雪解け、6月・7月の少雨の影響で、下流域の田んぼで水不足が生じました。わが村の基幹産業である稲作の品質、収量への影響が懸念されました。

村では、7月31日から8月21日まで「渇水対策本部」を立ち上げ対応していただいたが、 ポンプを回す電気代、燃料代の補助であり、ポンプアップする水がなければ使えない補助金で もあります。

渇水を災害としてとらえ、次の事について質問します。

1番目として、道路に敷設してある消雪パイプの井戸の活用はできないか。

2番目として、当地方は豪雪地帯であり、民間、各家庭でもで消雪用の井戸を設置してありますが、活用できないか。

3番目として、水不足になる水路付近に新たに消雪用の井戸を設置できないか。

4番目として、今後もあり得ることでもあり、恒久的な対策が必要だと思うが、以上4点に

ついて伺います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、萩原議員の「渇水対策について」というご質問でありますが、先ほどの吉川議員のご質問の答弁とも重複するものもあります。そのほか、渇水時における消雪施設等の具体的な運用についての質問等がありますので、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり) (建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長(土屋伸二郎 君)

村長の答弁に補足いたしまして、私の方から2点についてお答えいたします。

まず、「道路に敷設してある消雪パイプの井戸の活用はできないか」というご質問でございます。

村内にある消雪パイプにつきましては、国県道を消雪するものと、村道を消雪するものの2 つの種類がございます。

国県道の消雪パイプや井戸につきましては県が、村道の消雪パイプにつきましては村が、それぞれ維持管理をしてございます。

萩原議員のご質問にございます、消雪パイプの井戸を活用できないかというご質問ですが、 村道の消雪パイプは、市ノ割の2号線、大町の4号線、栄町の769号線の3か所でございま すが、村道2号線、村道4号線につきましては、用水や河川の水を使っているため、井戸はご ざいません。栄町769号線につきましては、県の水源を利用させていただいております。し たがって、村道の消雪パイプの水を活用するということは難しいと考えます。

また、県道の井戸を活用できるかということでございますが、これまで6月の中旬、6月の下旬にそれぞれ申し入れを行いまして、7月24日には中村区の役員、それから飯山建設事務所維持係、それから建設課の三者で協議を行いました。また、8月2日には、村長から県に直接申し入れた経過がございます。

結論から申し上げまして、「目的外使用である」ということ、「ポンプが故障したときの補償が不明確である」ということ、「稼働期間が不明確である」ということ、「前例となるので渇水の度にポンプを使用することになる」などを理由に、断られた経過がございます。

萩原議員のご提案にございます消雪パイプの井戸を使用するということは、現在、不可能であると考えております。

それから、2点目でありますが、「水不足になる水路付近に新たな井戸を設置し活用できないか」というご質問でございます。

これまで、平成27年度の県の事業で、中村の無散水に使用する井戸の掘削を行いました。 その際近隣の井戸の水量が低下し、急遽掘削を中止した経過がございます。

井戸を掘削する場合には、事前調査を行い、こうした近隣の井戸への影響も十分に考慮しなければなりません。

また井戸を掘削する場合には、事前調査の費用、それから掘削の費用、運転に係る電気代、その後にかかる維持費など、多額の費用を誰が負担するかなどの課題が残ります。

これらを解決しない限り、新たな井戸を新設できませんが、将来に向けての課題として考え たいと思います。

議長(森 正仁 君)

髙木産業課長。

(「はい、議長。」の声あり) (産業課長「髙木良男 君」登壇)

産業課長(髙木良男 君)

それでは、萩原議員の2点についてお答えを申し上げたいと思います。

1点目は、「当地方は豪雪地帯であり、民間で消雪用として井戸を設置しているところがあるが活用できないか」というお話でございました。

原則的な考え方は、井戸を所有する民間事業者と耕作組合・水利組合等々との貸借が基本と考えております。当然ながら、村としても把握が必要なことと認識をしておりますし、先ほどの吉川議員のご質問の中でもお答えいたしました「互いに譲り合う、補完し合うという機能が非常時に発動できる調整組織」の中で検討してまいりたいと考えております。

次、「今後もあり得ることでもあり、恒久的な対策が必要と思うが、見解を」というお話でございました。

村全体の水利調整をある程度の強制力をもって、1本の指示系統で行うことは現実では非常に困難なことだと認識をしております。それぞれ調整組織の中で検討してまいりたいと考えておりますし、24年前、平成6年の上堰管理委員会の対応のお話が先ほどもございました。そういった教訓を活かせるような中で議論を深めてまいりたいと考えております。

また、加えて、恒久的な対策になれば、吉川議員の質問にもありました大川の利用や井戸の掘削、借受けなども考えられますけれども、いずれも多額の費用と時間を要するものであり、将来的な課題と考えております。

議長(森 正仁 君)

萩原由一 君。

(「はい。」の声あり)

9番 萩原由一 議員

再質問をお願いします。

今回の渇水でポンプアップだけの水では足りず、近くの会社から消雪パイプの水を分けてもらいました。大変助かりまして、当地方の渇水の被害はほとんどありませんでした。

それから、先ほど建設課長の新しく井戸を掘るという件ですけれども、一昨年前、県の事業で、蟹沢で井戸を掘ったところ、近所の井戸が止まり、工事をストップしたと。これは、無理もない話です。新しく掘った井戸の方が低い。止まった井戸から直線距離で50m、それは最初から分かっている話なので、村としても県に対して強く言ってもらえば、クリアできた問題だと思います。

それから、平成26年に「地下水保全条例」ができました。その中の第8条第2項に「村長が公益上必要と認める場合には、この限りではない」、もう1点、第3条に「国又は地方公共団体が事業者である場合には定容しない」とあるのですけれども、これはどのように考えますか。

議長(森 正仁 君)

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり) (建設課長「土屋伸二郎」 君」登壇)

建設課長(土屋伸二郎 君)

萩原議員の再質問についてお答えいたします。

まず、「地下水保全条例」の第3条にございます「国又は地方公共団体が事業者である場合には適用しない」という文言でございます。この「地下水保全条例」の目的ですが、地下水の現状把握及び乱開発の防止を図り、地下水源を保護し、村民の快適な自然環境を保全することを第1の目的としてございます。

それは、地方公共団体というよりも、むしろ業者さんや工事の方が大規模に水を取水する場合、近くの井戸に影響が出ないよう制限をしているものでございます。そのために、地方公共団体は対象外ということにしております。

また、第8条にございます「村長が公益上必要と認める場合には、この限りではない」ということでございますけれども、これは、申請がございまして許可をする際に、検討をいたしまして、必要に応じて許可をするということでよろしいかと思います。

議長(森 正仁 君)

萩原由一 君。

(「はい。」の声あり)

9番 萩原由一 議員

再々質問をお願いします。

先ほどの答弁で、新しく井戸を掘ることは、不可能という答弁がありましたけども、今の課 長の答弁で言うと、可能性はあるということですか。

議長(森 正仁 君)

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり) (建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長(土屋伸二郎 君)

萩原議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、消雪パイプの井戸を使用するということにつきまして、現在不可能であるとお答えさせていただきました。

井戸の掘削につきましては、様々な問題がございます。先ほど申しましたように、事前調査の費用、掘削費用、電気代、維持費、こういった費用を誰が負担するのかの課題をクリアしない限り、新たな井戸は新設新設できませんけれども、将来に向けては、課題として考えていきたいと、先ほど答弁させていただきました。

議長(森 正仁 君)

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後1時でお願いいたします。

(休憩 午前11時56分))

議長(森 正仁 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

萩原由一 君。

(「はい。」の声あり)

9番 萩原由一 議員

それでは、2番目の質問に入ります。

「介護保険の誤徴収について」であります。

8月20日の議会全員協議会で、年金から天引きされている介護保険料の誤徴収が発生したと 担当課より説明がありました。また、後日、新聞報道もされたが、次のことについて伺います。

- 1番目として、誤徴収発生の原因は何か。
- 2番目として、他の会計で電算処理をお願いしている会計があるか。
- 3番目として、誤徴収は本村だけか。
- 4番目として、対象者に対し、どのように対応されたか。
- 5番目として、再発防止策はどのように取られるか。
- 以上5点について伺います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日臺正博 君)

それでは、萩原議員の「介護保険料の誤徴収について」というご質問でありますが、そのご 質問にお答えする前に、介護保険料の誤徴収がありましたことについて、この場をお借りして お詫びを申し上げたいと思います。

年金から天引きされております介護保険料につきまして、一部の皆様の今年の6月分と8月分の年金天引きにおきまして、誤りが発生してしまいました。

天引きの額が不足となった方が131名、そして多く天引きをしてしまった方が151名おられました。当事者となられたの皆さん、そしてまた村民の皆さんに深くお詫び申し上げたいと思います。

個々の質問に対します具体的な経過、それから対応については、担当課長が答弁いたします。

議長(森 正仁 君)

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり) (民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長(竹原雄一 君)

お答え申し上げます。

1つ目でありますが、誤徴収発生の原因は何かということでございます。昨年10月に介護保険システムの開発運用業者が変更になった際、新たな業者が、新たな介護保険シス

テムをつくり、その設計どおりにそのシステムを運用しなかったために起こりました。正 しい天引き額が算出されず、誤った額で6月と8月の年金天引きが行われてしまったため であります。

設計通りに運用されなかったことの中身は、昨年の9月にすべき処理を10月になって から行ったためでございます。

システムの設計上、昨年の9月に処理をしておかないと、今年の6月・8月分の年金天 引き額が正しく計算されないようなシステムになっているからでございます。

2番目でございます。他に電算処理をしている会計はあるかということでございますが、 会計を含む電算処理システムは、財務会計と戸籍のシステムを除いたほぼ全ての村の会計 を含む電算処理システムでございます。数でいいますと34ほどのシステムになります。

3番目でございます。誤徴収は、当村だけかということでございますが、当該システム 開発運用業者によるシステムを導入している県内の町村の中で、こうした誤徴収が発生い たしましたのは本村だけでございます。

4番目。対象者に対しどう対応したかということでございますが、お詫びをするとともに少なく天引きをしてしまった皆様には、現金又は口座振替による不足分の納付をお願いいたしました。多く天引きをしてしまった皆様には、還付についてのお知らせをいたしました。いずれも文書をお送りして、ご理解をいただくことといたしました。

なお、不足額が高額の27名ほどの皆様につきましては、直接お宅を訪問し、お会いできた 皆様にはお詫びをし、経過説明をさせていただいた後に、不足分について納付をお願いいたし ました。

5番目。再発防止策はどう取られるかということでございますが、当該システム開発運用業者に対しまして、誤りのないシステム運用と不備だった確認機能及び確認体制の精度を高めるように依頼いたしました。

以上でございます。

議長(森 正仁 君)

萩原由一 君。

(「はい。」の声あり)

9番 萩原由一 議員

それでは、1点だけ再質問をお願いします。

徴収不足分の6月分を8月中に、8月分を9月中に、現金か口座振替かでやってもらうという説明でした。9月は年金の入る月ではないのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

議長(森 正仁 君)

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり) (民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長(竹原雄一 君)

お答え申し上げます。

不足額が発生した一部の皆様でありますが、131名でございまして、お一人あたりの不足

額の最高額は、6月分と8月分の天引き額合わせまして、2万4,800円でございました。 131名の皆様の平均の不足額は、1万280円でございました。

こうした額から、判断させていただきまして、全員の方に8月の1回だけでは厳しいかなということで、8月と9月の2回に分けて納付をしていただくお願いをしたところであります。

9月は、年金の支給月ではございません。公的年金の支給月は、偶数月でございますので、 9月分につきましても、年金からの天引きではなくて、口座振替もしくは現金で納めていただ くということでお願いしております。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

萩原由一 君。

(「はい。」の声あり)

9番 萩原由一 議員

それでは、3番目の質問に入ります。

「平成29年度決算審査意見について」であります。

今議会初日、監査委員より平成29年度の決算に対し、9項目の審査意見が上げられました。 その中で、主なものについて伺います。

1番目として、「平成29年度末で指定管理契約が終了した平成26年農の拠点運営補助事業補助金の補助事業者については、木島平村補助金等交付規則第15条第1項第3号及び第19条の規定に基づいた手続きがされていないので、その妥当性について検証されたい。」とあるが、どのようにされるか。

2番目として、「木島平村特産品開発推進補助金については補助対象外経費を含めて申請をしている事案がある。当該経費にかかる補助金については補助事業者に返還を求めること」とあるが、どのように対応をされるか。

3番目として、「若者住宅売却に当たり、売買契約を締結し取引を行うこととしていたが、買受人が売買契約の約定を履行できないことを担当者が承知していながら、内部決裁を受けずに売買が行われ、代金の一部が未納のまま所有権移転がなされた。その後、未納金については長期間にわたり分割により納入され現在に至っている。このような異例な取り扱いがなぜ行われたか、また、管理者が関知していたかを含め、実態について調査をするとともに、未納金の回収に注力されたい」とあるが、どのように対応をされるか。

以上、3点の対応についてお願いいたします。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、萩原議員のご質問でありますが、この件につきましては、監査委員の皆さんからの監査意見ということでございますので、最終的には監査委員の皆さんに対応の報告をさせていただくということになります。それも含めてご理解いただきたいわけでありますが、それぞれの具体的な経過、それから対応については、担当室長、担当課長が答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

丸山産業企画室長。

(「はい、議長。」の声あり) (産業企画室長「丸山寛人 君」登壇)

産業企画室長(丸山寛人 君)

村長の答弁に補足して、ご質問にありました1点目、2点目の2つのご質問に対してご説明 いたします。

1点目の平成26年度農の拠点運営補助事業につきましては、補助事業を実施した農村木島 平株式会社から、指定管理終了後も農の拠点施設以外での業務を継続するため、備品や車両等 の継続使用の要望があり、村もこれを承諾したものです。

その際には、農村木島平株式会社が村の許可を得て行った施設整備による資産との交換を条件としました。

木島平村補助金等交付規則第19条では、補助事業により取得した財産の処分制限について定めており、この中で、承認申請書を村長に提出し、承認を受けなければならないと明記されています。

これまでの協議や承認申請、承認はすべて口頭で進めてきましたので、交付規則のとおりに事務処理がされていません。今回の指摘を受けまして、今後、農村木島平株式会社へ補助事業で購入整備した備品等の継続使用について、改めて承認申請書を提出いただき、村として承認する事務処理を進める予定でございます。

2点目の木島平村特産品開発推進補助金事業につきましては、昨年度、農業振興公社が事業 主体となり「玄米コーヒー」を製品化した事業でございます。補助対象外経費相当額の補助金 額につきましては、平成30年度中に返還手続きを予定しております。

今後は、適切な事務処理に努めてまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

3つ目の件についてでありますけども、それぞれ担当職員が入れ替わっておりますので、当時、担当係長の職にいました私の方からお答えをさせていただきます。

この件については、若者住宅売却時における不適切な処理ということで、監査委員から指摘がありました。未納金が発生したにもかかわらず、所有権移転が行われたということでありますけども、借受け人が借入を起こすために、抵当権設定等がありまして、必要な行為であったということであります。

残金が長期に渡って納付されている取扱いそのものについては、経緯を含めて、前の2件と同様に、今月の例月監査時に報告をしてまいります。

内部決裁を受けずに進めたということでありますけども、これについては、課、係内で話を しながら進めたものであります。指摘を受けた事務処理については、今後発生しないよう十分 注意をしながら進めることといたします。また、職員の異動によりまして、担当者が変わって も適切な事務処理が継続できるよう、併せて現在行っている処理についても常に検証して、必 要な修正を加えながら努めてまいります。

議長(森 正仁 君)

以上で、萩原由一 君の質問は終わります。

(終了 午後 1時16分)

2番 勝山 卓 君。

(「はい、議長。2番。」の声あり) (2番 勝山 卓 議員 登壇)

2番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして3点の質問に入ります。 まずは、天変地異が起きたかのように各地で災害が起きておるわけであります。被災された 皆様、そしてその家族の皆様に心よりお見舞い申し上げ、また、6日未明に起きました北海道 胆振(いぶり)地方を震源とする最大震度7の地震で被災された皆様の一刻も早い復興をお祈 り申し上げ、また、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、最初の質問に入りたいと思います。

「村政運営について」村長に伺いたいと思います。

村長就任以来3年が過ぎ、任期は残すところ今議会を終了しますと、12月の定例議会をもって4年間の定例議会が終了します。来年の2月21日で一区切りの任期満了となりますが、就任された平成27年度には「第6次総合振興計画」そして「人口ビジョン」を定め、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、目標達成に向けて事業展開がされてきたわけであります。「村民主役の村づくりを通して、真の豊かさが実感できる村づくり」の実現に向けて取り組まれてきたわけであります。

この3年半の日基村政を振り返り、自ら検証される中で課題も感じられていることと思います。思いはいくつかあろうかと思いますが、これまでの村政運営について、どのように捉えられておるのか。また、今後の村政をどのように考えられているかお伺いしたいと思います。

また、村民も関心を寄せていると思いますが、次期村長選の日程については、来年2月5日 告示、10日投開票と報道されておるわけでありますが、残すところ5カ月となった今、村長 選についての考えをお願したいと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、これまでの私の村政についての思い、それからまた次期村長選に向けてというご質問でありますが、私が平成27年2月に村長に就任した当時、様々な公約を掲げてまいりました。それらについて、この場で個々には申し上げませんが、ほぼ目途がついたもの、そしてまた、まだ途中にあるもの、様々あると思います。そしてまた、先ほどありましたとおり「第6次総合振興計画」それから「地方創生」というようなことで、大きな課題、大きな事業に取り組んできたわけでありますが、思いますに、時代の変化とともに村民生活の向上に対して取り組むべき課題というのはいつも新たに生まれてくる、そしてまた行政はそれに対応していく必要があると考えております。

そんな中、残すところ後5カ月ということでありますが、次期村長選については、現時点ではまだ最終的な判断はしておりません。

ただし、多くの皆さんから「続投を」という声があります。

現時点では、その声に前向きに答える形で最終的な決断をしていきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

勝山 卓 君。

(「はい。」の声あり)

2番 勝山 卓 議員

それでは、次の質問に入りたいと思いますが、その前に本年7月26日に民生児童委員協議会と 議会との懇談会が実施をされたわけであります。民生児童委員の皆さんから、多くの意見・要 望が出されたわけであります。その中で、「学校の暑さ湿気対策」、また、「西小路の通学路の早 期整備」についてありましたので、まずはその報告を申し上げて、質問に入りたいと思います。

「小・中学校の空調設備エアコン設置について」お聞きをしたいと思います。

「災害」に匹敵するレベルと言われる今年の猛暑であります。関東甲信地方の本年の梅雨明けは、6月29日で平年よりも22日早く、うだるような暑さが続いた異常な夏であったわけであります。

本年の飯山のアメダス観測点での気象状況を調べてみますと、真夏日は今年59日、昨年は34日。猛暑日が今年12日、昨年は4日。それから、月の最高気温の平均でありますが、6月では、今年26.3 $^{\circ}$ 、昨年より1.9 $^{\circ}$ 高い。7月は、32.5 $^{\circ}$ 、昨年より2.6 $^{\circ}$ 高いわけであります。8月については、31.5 $^{\circ}$ ということで、昨年より1.5 $^{\circ}$ 高いという異常気象であったわけであります。

地球温暖化の中で今夏の記録的猛暑、また、年々厳しくなると予想される夏の猛暑に対して、 子どもたちの学習環境や健康への配慮、体調管理・熱中症対策等は重要であります。早急に対 応する必要があるかと思います。

折しも文部科学省では「学校環境衛生基準」を54年ぶりに一部改正をし、この4月1日に施行しております。その内容は、教室の温度基準、望ましい温度基準ということで、今までは、「10 ℃以上30 ℃以下」となっておったわけでありますが、「17 ℃以上28 ℃以下」に見直しが行われております。子供たちへの熱中症対策の必要性が高まったこと、また、快適な学習環境改善などが一因と思います。小・中学校の学習・教育環境改善・整備は村の責務であると思います。昨年もエアコン設置を求める一般質問が出されておるわけでありますが、村の実施計画には上がっておりません。対策が手遅れになる前に、早期空調設備、エアコンの設置は必要不可欠と考えます。エアコン設置について考えを伺い、次の6点について質問いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

1点目でありますが、保育園は設置済みということでありますので、小学校・中学校のクーラーの設置状況についてお願いしたいと思います。

2点目でありますが、教室内の温度・湿度等について、お分かりでありましたらお願いをしたいと思います。

3点目であります。猛暑が続く中で、授業の集中度や体調を崩した児童生徒はいなかったのか等、その様子をお聞かせいただきたいと思います。

4点目であります。こうした状況の中で、学校ではどのような対策を取られてきたのかお願いをしたいと思います。

5点目です。昨年の一般質問でありますが、教育委員会定例会で協議をしたいということで あったわけでありますが、これに対する教育委員会としての見解をお聞かせいただきたいと思 います。 6点目です。村としての見解、整備計画についてお伺いしたいと思います。 以上です。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、勝山卓議員の「小・中学校の空調設備設置について」というご質問でありますが、 私の方からは、最初にご質問のありました学校の空調設備の設置に対する村の見解はというこ とにお答えをしていきたいと思います。

先ほども話がありましたが、学校保健安全法第6条第2項におきまして、「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない」とされております。議員ご指摘の通り、この「学校環境衛生基準」の一部が改正をされまして、4月1日から施行されているわけでありますが、その中で教室等の環境に係る学校環境基準における温度基準がこれまでの「10℃以上、30℃以下が望ましい」というような内容が改まりまして「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」と改正されております。この温度基準30℃以下が28℃以下になったことについては、熱中症の危険性が28℃を境に急速に高まることから来ているのではないかと考えますが、今年の夏は大変暑くて、小・中学校では7月連日教室内温度が30℃を超える日があったと聞いています。現在、小・中学校共に全教室に扇風機が設置をされておりますが、室温を下げるまでには至っておりません。教育環境の向上、児童の健康面からも、エアコン設置が必要と考えております。児童生徒の望ましい学習環境を整備することは、学校設置者の責務と認識しておりますので、村の実施計画に載せまして早期に全教室に設置してまいりたいと考えております。

そのほか、個々の具体的なご質問に対しては、教育長から答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

小林教育長。

(「はい、議長。」の声あり) (教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長(小林 弘 君)

勝山 卓議員の小・中学校の空調設備設置について、クーラーの設置状況を含めた小・中学校の状況とご質問の中に教育委員会としての見解とありますので、その点についてお答えをいたします。

①番の小・中学校のクーラーの設置状況についてのご質問ですが、小学校につきましては、 普通教室が11教室ありますがクーラーが設置されておりません。音楽室や理科室などの特別 教室10教室のうち、音楽室、パソコンルーム、ランチルーム、ケヤキ教室の4教室には設置 されております。設置率は19%であります。

中学校では、普通教室が8教室ありますが、クーラーは設置されておりません。特別教室12教室のうち、音楽室、パソコンルーム、ランチルームの3教室には設置されております。設置率は15%であります。

②番目の教室内の温度・湿度状況についてのご質問にお答えをいたします。

小学校です。「7月1日から7月13日にかけて、高学年棟の3階、6学年の午後2時時点で

の教室の温度を測りました。最も高い日が7月1日の34.8 $<math> \otimes$ 、平均温度32 \otimes 」と報告を受けております。

中学校では、7月、「連日の暑さのため温度が朝から30℃を超え、昼過ぎには35℃近くになると。また、7月2日の午後1時半、2階の教室では32℃から33℃、3階は33℃、湿度は生徒のいる教室では80%、いない教室は60%弱ということでありました。7月4日には暑い日が続きまして、朝の時点で教室の気温はすでに30℃を超えていた」と報告を受けております。

③番の暑さが続く中での児童、生徒の様子についてのご質問であります。

小・中学校から聞き取りとなりますが、小学校では「子どもたちの集中力が、暑さのため続かない。また、子どもたちから『頭痛がする』『具合が悪い』という場面があった」というような報告も受けました。

中学校からは、「熱中症の症状で保健室に行った生徒はおりません。気温が上がる 5・6 時間目の授業は大変厳しく、生徒は頑張って授業を受けていましたが、暑さから集中力が欠けてしまうことがあった」と報告を受けております。

④番目の学校ではどのような対策をとられてきたかのご質問であります。

小学校で取った対策です。教室内にはすでに2つの扇風機がありますが、1つ目、更に扇風機を廊下の窓際に2台設置をいたしました。

- 2つ目、ベランダによしずを設置し遮光をしました。
- 3つ目、北駐車場に川の水をスプリンクラーで散水をいたしました。
- 4つ目、ベランダに打ち水。
- 5つ目、涼しい教室を探して、校舎内を移動して授業を行う、ということがありました。
- 6つ目、終業式は、エアコンの効くランチルームで行いました。

中学校では、1つ目、温度・湿度から熱中症の危険度を知らせる熱中症予防計測器を7月に 購入いたしました。

- 2つ目、夏休みではありますが、部活動の時間帯を見直し、午後から午前に移しました。
- 3つ目、計測器の指数が 3.1 を超える場合は部活動を終了としました。この場合は、乾球温度では 3.5 \mathbb{C} 以上になります。
 - 4つ目、エアコンの入っている教室、ランチルーム、パソコンルームで授業を行いました。
- 5つ目、給食は、普段は教室でとっておりますが、全校でエアコンのあるランチルームで給食をとりました。
 - 6つ目、水筒を持参し、適宜水分補給をいたしました。
- 7つ目、クールビズとして、半そで、半ズボンの運動着で授業を受けても良いということに いたしました。
 - 8つ目、終業式はエアコンの効くランチルームで実施いたしました。
 - 9つ目、夏休み中は、自主学習はエアコンの効くランチルームを開放いたしました。

最後となりますが、⑤番の空調設備の設置に対する教育委員会の考えでありますが、教育委員会の7月定例会でも、委員からエアコンの早期設置について話がありました。「今年は無理でも、特に小学校3階部分が大変暑い」と。「上の方からでも徐々に設置を検討して欲しい」との要望がなされております。校長・園長会においても、早期のエアコン設置についての要望が出されておりました。

教育委員会としては、小・中学校のこのような状況を踏まえ、先ほどの村長答弁のとおり教育環境の向上、児童の健康面からも、エアコンの早期設置が必要と考えております。

現在、村では実施計画の見直しを行っております。小・中学校に早期にエアコンが設置できますよう、今回の見直しの中で、実施計画に事業費を計上いたしました。

ご理解をお願いいたします。

議長(森 正仁 君)

勝山 卓 君。

(「はい。」の声あり)

2番 勝山 卓 議員

再質問をお願いしたいと思いますが、木島平村の教育大綱によりますと、「学校施設の計画的な整備・改修を推進し快適な教育環境の確保を推進します」ということであります。

先ほど、教育長から、学校から早期の設置要望が出ているという話があったわけでありますが、ただ今の話を聞きますと、教育委員会では実施計画の見直しに対して事業費を要望し、村ではその実施計画を上げ、早期に全教室に設置をするというお話があったわけであります。

この辺について、具体的な検討案があるのかお願いをしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長 (日基正博 君)

はい、再質問にお答えいたしますが、ご存知のとおり今年の猛暑につきましては全国的なものでありました。そんなことで、村に限らず全国的に小・中学校へのエアコンの設置というのは多くなるのだろうと思います。

当然、村としても財源確保というのは同時に考えていく必要があるわけでありますので、その点、 どのくらい対応できるか、それによっては複数年度で設置をしていくことも考えなければならないと 考えております。

その際に、教育委員会の方で、どこを優先的に設置するのが良いのか既に検討をしていただいていると思いますが、その辺をしっかりと検討して、検証しながら、できるだけ早く整備をしていきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

勝山 卓 君。

(「はい。」の声あり)

2番 勝山 卓 議員

それでは、最後の質問になりますが、「通学路安全確保対策について」お聞きをしたいと思います。

園児・児童・生徒の通学路の安全確保対策について、3点についてお伺いしたいと思います。 1点目であります。何度か一般質問で要望を出しておりますけども、なかなか事業が進まない現状にあるわけであります。改めて、村の通学路交通安全プログラムの中で村内の通学路要対策箇所について公表されておりますので、その安全対策の実施状況と進捗状況ついてお伺いをしたいと思います。

その中で、村道関係、8か所あるわけでありますが、実施状況と今後の取り組みについて。 それから、県道関係については、5か所上がっているわけでありますが、その実施状況、それから県の実施計画の内容、早期完成に向けたこれまでの村の取り組み等についてお願いをし たいと思います。

その中で、県道馬曲木島停車場線西小路工区・県道七曲西原線中島工区の歩道設置の早期完成を望むわけでありますが、その工事の進捗状況、それから工事完成予定等、計画についてお願いをしたいと思います。

2点目であります。6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震があって、大阪 の高槻市などで震度6弱の揺れを観測しておるわけであります。高槻市の小学校のブロック塀 が倒壊し、小学校4年生の女子児童が犠牲となったわけであります。

また、大阪の東淀川区では、崩れた塀で80歳の男性が亡くなっているという報道があった わけであります。ご冥福をお祈りしたいと思いますが、こうした事態を受けて、村では、園児・ 児童・生徒のより一層の安全確保のため、通学路の緊急点検が実施されたと聞いております。 その状況について、点検結果の内容と、その対応・対策についてお伺いしたいと思います。

また、村として必要な手立て対策を講じる必要がると判断された所有者に対してどのような 協力・理解を得ていくのかお伺いしたいと思います。

3点目であります。新潟市で5月に下校中に起きた小学校2年生の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したわけであります。合せてご冥福をお祈り申し上げたいと思いますが、登下校時における地域ぐるみで子どもを守る連携体制など、総合的な防犯対策の強化が急務なわけであります。政府がまとめております「登下校防犯プラン」に基づく対応について、お伺いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、通学路の交通安全対策確保についてというご質問にお答えいたします。

村の「通学路交通安全プログラム」につきましては、教育委員会、小・中学校長、PTA代表、学校運営協議会、飯山警察署、北信建設事務所及び木島平村で構成する「木島平村通学路安全推進会議」で、平成27年3月に策定をいたしました。

本プログラムに基づきまして、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう引き 続き通学路の安全を図っていきたいと思います。

ご質問にありました安全対策の実施状況、それから進捗状況、そしてまた登下校時の安全対策・安全プランについて、道路関係については担当課長、教育委員会・学校対応につきましては教育長が答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり) (建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長(土屋伸二郎 君)

村長の答弁に補足いたしまして、通学路交通安全プログラムに記載されております要対策個 所の進捗状況についてご説明申し上げます。

まず、村道関係の8か所についてですが、村道4号線、大町郵便局から平和橋まで間でございます。歩道の設置と区画線の引き直しにつきましては、平成29年度に実施済みででござい

ます。

村道5号線、中島水穂神社から中島観光センター、それから県道に突き当たるまでです。

村道17号線、南鴨の相生団地から北鴨まで。

村道18号線、ケヤキの森公園から原1号線を通過いたしまして北鴨の上、内山の下と言いますか、その五差路まで。

村道765号線、内山の村中から1号線までのこの区間の区画線の引き直しにつきましては、 今年度事業ですでに実施済みでございます。

未実施であります、村道3号線、原大沢・庚・市之割地区、村道24号線、高石の区画線の 引き直しにつきましては、今後計画的に実施してまいります。

次に県道関係の5か所についてですが、馬曲木島停車場線、千石地区の側溝の蓋かけにつきましては、平成29年度に実施いたしました。

また、国庫補助事業で進めております、馬曲木島停車場線、宣勝寺さんから西小路の交差点までですが、現在の計画では、今年度中に用地補償を一旦終了いたしまして、平成31年度から工事に着工する予定でございます。

七曲西原線、西小路の交差点から中島平和橋手前の交差点まででございますが、順次、用地補償を進めてまいりますが、県単事業ということもありまして、県予算の状況から思うように進んでいないのが現状でございます。現在、長野県では国庫補助事業を要望し早期実現を要望しております。西小路から中島まで小学校の通学路として、村としても重要と考えておりますので、県に対しまして早期着工を強く呼び掛けているところでございます。

また、未着工の馬曲木島停車場線の中村から高石までの歩道の縁石の低い部分への対応ですが、引き続き長野県に対して要望してまいります。

ただし、これまで申し上げましたものは、あくまでも現段階での計画で、今後、国や県の予算の付き方で大きく変わる場合がございます。

通学路交通安全プログラムにあります要対策個所の進捗状況の説明は以上でございます。

議長(森 正仁 君)

小林教育長。

(「はい、議長。」の声あり) (教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長(小林 弘 君)

勝山卓議員の2番目の質問にあります「通学路緊急点検の実施状況について、点検結果の内容とその対応について」、また、「村として必要な手立て対策を講じる必要があると判断した所有者についてどのように協力理解を得ていくか」のご質問にお答えをいたします。

6月18日、大阪高槻市では小学校プールのブロック塀が倒壊し、登校中の4年生の女子児 童が命を落とすという痛ましい事故が発生してしまいました。

村の教育委員会としても、他人事ではありませんでしたので、事故の翌日19日の午前中に、 保育園、小・中学校に連絡をし、2つの指示事項をいたしました。

1つ目は、敷地内のブロック塀の有無と安全確認。そのほかに、敷地内の記念碑、石柱、塔の安全確認。

2つ目は、通学路のブロック塀等の緊急安全点検を午前中に報告するようにという内容であります。

当然ながら教育委員会でも19日の午前中に通学路の緊急点検を行いました。教育委員会、小学校、そして中学校とトリプルの目で、子どもたちの安全を最優先に掲げ、通学路の安全点検を実施したところです。

その結果、保育園、小・中学校の敷地内にはブロック塀は無いことが確認できました。また、 記念碑、石柱等にも安全面での異常はありませんでした。

また、小・中学校からは通学路の地図上に、ブロック塀設置箇所を示した資料と、それぞれの場所の写真が添付されてきました。数えますと、通学路には53か所のブロック塀があることが分りました。ただ、通学路周辺には、今は大丈夫でも、大きな地震で危険と思われるブロック塀も確認ができ、ブロック塀以外でも、空き家を含め、地震等により倒壊した場合、村民を含めた歩行者に危険が及ぶ可能性がある箇所も確認できました。

そこで、この結果を踏まえて、周知のとおりでありますが、7月13日付けで小・中学校長名、小・中学校PTA会長名、木島平村教育委員会名にて 「村民の皆さんへ 通学路の安全確保についてのお願い!」というチラシを7月の広報に折り込み、隣組の回覧をいたしました。お願い事項は2つであります。

1つ目は、「ご自宅の敷地で、ブロック塀や石碑等のぐらつきやひび割れはありませんか?」 2つ目は、「児童生徒が危険と思われる場所に入って遊んでいる光景を見かけましたら、その 場で注意をしていただけるとありがたいです」という内容であります。

また、6月から行われております地区づくり懇談会でも、ブロック塀のことについて、地区の皆さんにお願いをしてまいりました。

ただ、これだけでは「通学路の安全確保」は不十分なことは言うまでもありません。

また、勝山議員もご指摘のように、新潟市の小学校2年生の殺害事件は、日本中を震撼させ、 思い出すだけでも、震えがくるほどの痛ましい事件でした。

通学路の安全面、防犯面の確保のため、関係機関と調整し、今月9月27日の木曜日に「通 学路の安全点検・防犯の観点による緊急合同点検、危険個所に関する情報共有」を含めた合同 点検を実施いたします。

関係者は、警察、北信建設事務所、教育委員を含む教育委員会事務局、役場総務課・建設課、 学校、PTA正副会長、学校運営協議会、交通安全協会、全員が集まりますと27名ほどになります。

雑木等がうっそうと茂り、防犯面で問題がありそうな箇所とか、ブロック塀の補強または撤去等が必要である等々の点検結果及びその対応につきましては、今回の合同点検をした所属名にて作成した対策案に従って、必要な関係者及び所有者に対して、子どもたち、また村民を含む歩行者の安全確保のための理解協力をお願いしたいと考えております。

その際、該当地区の区長さんにも協力を仰ぐなど、関係者とよく相談をして進めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の「登下校防犯プラン」に基づく対応についてのご質問にお答えいたします。

9月3日の月曜日でありますが、またしても同じような事件がありました。「猫がいるよ」と東京多摩区で幼稚園から帰宅中の女子園児に声をかけて、アパートに連れ込んだという事案がありました。

さきほど「合同点検」についてお答えいたしましたが、通学路の防犯の観点からの危険個所の情報共有と環境の整備・改善が最重要と考えております。

子どもの被害は、特に下校時に集中しています。共働き家庭の増加で地域の見守りの「目」 が減少して、見守りの空白地帯が生じているのが現状であります。

よって、それだけに不審者情報の共有と実に迅速な対応が一番です。8月末にも村内で不審 車両の情報が保護者よりありました。翌朝には、学校、交番、飯山警察署、教育委員会で即、 対応し、その翌日には一応解決した事案がありました。

また、放課後活動における安全対策では、子どもたちを安全に保護者に引き渡すことを、「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室 スキルアップ講座」では鉄則としております。

学校では、現実的で心に染み入る「防犯教育」「防災教育」を徹底いたします。

また、平成28年のコミュニティースクール研修会において、木島平村学校運営協議会では、地域の大人からも積極的に、日常的にあいさつや声がけができるように見守り隊を作ろうということで、「村民総ぐるみの見守り隊企画」の事業名で補助金をいただき、統一ジャケットを現在制作中で、10月には出来上がる予定であります。これは、時間を決めて立ち当番をするというのではありません。下校時間帯にそのジャケットを着用するだけでも、不審者対応の抑止力になるのではないかという企画であります。

子どもたちの大事な「いのち」を守るため、安全には地域住民全体で連携の強化を図ってい きたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

勝山 卓 君。

(「はい。」の声あり)

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思いますが、平成22年に小学校が統合されたわけであります。前段、説明がありましたように、西小路交差点から平和橋の手前の交差点までについては、思うように事業が進んでいないという報告があったわけであります。今までと同じような内容で県へ要請しても、なかなか事業が前へ進まないと思います。今まで以上に強力な働きかけをしていく必要があると思いますが、その辺についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、行政にはブロック塀の安全点検の呼びかけと、効果的な対策が求められると思います。国土交通省では「点検のチェックポイント表」、また、長野県ではブロック塀点検票、建築基準法施行令による構造基準等をでホームページで公表しております。

村でもこの機会に相談窓口の設置、それから広報やホームページ等で広く村民に示す必要があるのではないかなと思いますが、その辺についての見解。

それから、改修等に対して市町村で補助金制度を設けているところがあります。県下77市町村のうち18市町村が実施をしております。その内容は様々でありますけれども、国の制度等を鑑みながら検討する必要があるのではないかなと思いますので、その辺の見解もお願いしたいと思います。

それから、3点目であります。子どもを犯罪から守るためには、犯罪者が近づきにくい環境の整備・対策を地域・行政で情報を共有して防犯対策を進めていく必要があると思いますが、併せて子どもたちに対しての指導も重要だと思います。先ほどの説明の中では、現実的な防犯教育の徹底をしていくという話があったわけでありますが、その具体的な内容。それから、子どもたちが被害にあう要因でありますが、いろいろと話を聞きますと、強引に連れ去られることは、まずないというようなことであります。だいたいが、騙されて連れ去られていくという状況のようであります。どうすれば子どもたちが騙されないかというような、実践的な危険予測だとか回避能力を身につける必要があるのではないかなと思うわけでありますが、その辺の見解についてお願いをしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

土屋建設課長。

(「はい、議長。」の声あり) (建設課長「土屋伸二郎 君」登壇)

建設課長(土屋伸二郎 君)

小学校の通学路の子どもたちの安全確保ということは、非常に重要な案件だと考えております。村としても、これまで県に対しまして早期着工、それから早期補償、早めの完成を求めておりました。今以上に早期着工を求めて活動していきたいと考えております。

9月には、県に対しまして村の要望を上げる時期でございまして、この9月の要望でも七曲 西原線、それから馬曲木島停車場線の整備につきましてしっかりと要望してまいります。

議長(森 正仁 君)

山嵜子育て支援課長。

(「はい、議長。」の声あり) (子育て支援課長「山嵜真澄 君」登壇)

子育て支援課長(山嵜真澄 君)

先ほどのブロック塀の点検につきましてお願いいたします。

先ほど教育長から答弁がありました「通学路における木島平村緊急合同点検」において、9月27日でありますが、通学路にありますブロック塀の点検も行います。その中で示されているチェックにつきましては、外観の点検、そして建築基準法に適合しているかという点についてチェックするようになっています。

その点検に基づきまして、適合不適格なブロック塀について、建設事務所の方も出席しておりますので、その辺のところについて必要があれば村担当課を通してブロック塀の改善の指導をお願いしたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

小林教育長。

(「はい、議長。」の声あり) (教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長(小林 弘 君)

それでは、小学校の具体的な指導というところでお答えをしたいと思います。

小学校では、やはり低学年につきましては、関心のある動物とかその他のことについて誘う言葉というようなことがあるかと思うわけでありますが、一方的に知らない人にはついていかないとか、そういうことではなく、例えば、先ほど申しました「あそこに可愛い猫がいるよ」というように声をかけられたら「どうするの」というようなこと、または、「お父さん・お母さんが救急車で運ばれてしまった」と、その時「どうするの」というように、具体的な場面場面で相対して、子どもたちに1対1、または1対大勢と実質的なことを考えさせて、自分の命は自分で守るということは、防犯面・防災面でも非常に大事なところでありますので、そこはじっくりと時間をかけて指導をしていければいいかなと考えております。

議長(森 正仁 君)

勝山 卓 君。

(「はい。」の声あり)

2番 勝山 卓 議員

先ほど質問に的確な回答がなかったわけでありますけれども、村ではその窓口の設置、それから広報やホームページでそのブロック塀の点検をしてはどうかということを申し上げたわけであります。その辺についての回答をお願いします。

それから、補助制度について検討されるかどうか、その点についてもお答えがないのでお願いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

山嵜子育て支援課長。

(「はい、議長。」の声あり) (子育て支援課長「山嵜真澄 君」登壇)

子育て支援課長(山嵜真澄 君)

先ほど答弁で若干漏れていたところがありますので、お願いいたします。

ブロック塀の点検につきましては、先ほど点検の主なポイントということで、外観としまして、傾き、ぐらつきの有無、ひび割れ、損傷の有無、著しい汚れの有無ということであります。 建築基準法施行令によるブロック塀の基準の適合状況についても点検をするということであります。 す。ブロック塀の高さ、控壁(ひかえへき)、ブロックの厚さであります。

そして、補助事業につきましては、先ほど議員からお話がありましたように、県内、補助制度がある市町村は私が聞いていますのは、16市町村ということであります。昨日の報道にもありましたが、近隣では飯山市が10万円を限度に2分の1補助というような制度があると聞いております。

その辺のところは、村の窓口がこれからどういうことになるか、ちょっとわかりませんが、 近隣のところを調査してと考えております。

2番 勝山 卓 議員

村の相談窓口の設置だとか、ブロック塀の基準、チェックポイントなどをホームページなり 広報へ載せたらどうかということなのですけれども。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

勝山議員の再々質問でありますけども、即効性という考え方の中で、まずは教育委員会で子どもたちに対して、それから家庭に対して通学路についての安全な基準について申し上げました。長い目で見る中には、当然村としても広報誌の中でそういうものを村民全体に、本人の家庭だけではなくて、村民全体で見守る点も含めて考えていかなくてはいけないと思っています。この点については、教育委員会と一緒になって考えて、そういう手だてについて必要性を検討していきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

(終了 午後2時06分)

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。 再開は、2時15分でお願いいたします。

(休憩 午後2時06分)

議長(森 正仁 君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。4番。」の声あり) (4番 土屋喜久夫 議員 登壇)

4番 土屋喜久夫 議員

それでは、発言を許されましたので、私たち第16期の議員でありますが、任期もあと半年というところであります。この議会を含めて、後3回の行政事務一般質問の機会でありますから、村の振興の基本であります「第6次村総合計画の進捗状況」、また、基幹産業であります農業の基盤に係る「多角的農業基盤の確立について」、それから全ての村民の幸福を願う立場から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を中心に」、障害者施策の推進に関して、以上3つの項目について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初であります。「第6次総合振興計画の進捗状況について」であります。

平成27年度を初年度とする、「これからの農村を生きる ≪みんなで楽しみをつくりだす村 ≫」を基本構想に、村の第6次総合振興計画が策定され、前期5カ年、最終年の平成31年まで残すところあと1年となったわけであります。現在、後期5カ年の計画に向けて、村民アンケート等、地区の統計調査員の皆さんにご足労をいただきながら、準備が着々と進んでいるところであります。

国勢調査では、平成22年、4,939人、5年後の平成27年、4,658人、5年間で281人の人口が減少しています。今議会に上程をされています「平成29年度決算」でも明らかのようでありますが、本村普通会計の半分を占める財源であります地方交付税の減額要因ともなっておるわけであります。最新の8月1日時点の推計値では4,475人、27年2月から3年6カ月で183人の減少となっています。

人口の指標だけが、村の元気度ではないと思っておりますが、総合振興計画では、このように記載をされています。「今後の推計値では、平成37年、2025年には4,003人、平成52年、2040年には3,212人に減少することが予想されます。人口の減少は、村づくりを進める上で大きな支障となります。第6次総合振興計画では、人口の減少を抑え、持続可能な村づくりを進めることが必要となります」と課題を謳っておるわけであります。

また、計画では村の将来像として「木島平村には、豊かで美しい自然、地域の中で育まれてきた伝統文化、豊富な地域資源を生かした産業、安心安全な食、世代間で支えあう人々など、たくさんの魅力があります。これらを維持し、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、村民同士の助け合いがより一層求められます。

『これからの農村を生きる』には、日本全体で社会・経済環境の変化や価値観が多様化している中で、『木島平村=農村』に暮らしていくということがどういうことなのか、村民の皆さんに見つめなおして欲しいというメッセージが込められています。

まさに、都市にはない木島平村だけにある価値や新しい取り組みを生み出していくために、 行政でけではなく、村民や各団体、そして集落が自ら原動力となり、地域を動かし、社会を 動かしていくという想いがつながっていきます。

サブタイトルは、『みんなで楽しみをつくりだす村』と定めます。木島平村では、今後、人口の減少、産業の規模の縮小など喫緊の課題に直面していくことが予測されています。その中で、重要になるのが、この村の暮らしの中に『楽しみ』を見いだすことです。『楽しみ』は、様々な活動の継続性や人のつながりを生み出す源になります。『楽しみ』を暮らしの土台とす

ることで、これからを木島平村で暮らし続けていきたいとの想いが深まります」とも記述を されているところであります。

さらに、前期5カ年終了の平成31年に向けて、下位計画であります総合戦略で、目標数値が定められています。先ほどの勝山議員の答弁で、村民ニーズの変化に対しても答えていくというような答弁もありましたけれども、この達成予測はいかがでしょうか。

さらに、この目標達成に向けた、具体策はいかがか。

村民がワークショップを開催し、多くの提言をされています。この活用はどのようになって おるでしょうか。

また、後期に向けた調査票の内容であります。前段申し上げましたが、今、多くの村民の皆さんにご意見をお聞きしている最中だと思いますが、これについて前期の計画項目を羅列して、評価と重要度にそれぞれ判断する内容となっております。いろんな世帯がありますから、直接関係のない家庭など、計画項目に当てはまらない場合、どう判断して良いかわからない内容となっている状況であります。この辺について、どう判断しながら設計・作成されたものか、この辺について、お伺い申し上げます。

よろしくお願いします。

議長(森 正仁 君)

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

はい、それでは、土屋議員の「第6次総合振興計画の進捗状況について」ということでありますが、先ほど話がありましたとおり、平成27年度から「これからの農村を生きる・みんなで楽しみをつくりだす村」という基本構想を策定しまして、その基本目標とその達成のための基本計画に沿った取り組みを進めてまいりました。前期計画が終了する平成31年度に向けて、計画の内容を検証しながら引続き取組んでまいりたいと考えております。

また、この間、村民の皆さんには自発的な取り組み等、様々なご支援をいただいたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

それぞれの項目については担当課長が答弁いたします。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

それでは、村長答弁に補足をしましてお答えをします。

最初に、目標数値の達成予測ということであります。子育てと教育の村づくりでは、人口指標に大きく影響してきます出生率、これについては年度により偏りはありますが、およそ達成はしてきております。ただ、人口そのものについては、自然減の影響、それから流出等もありまして、人口全体では減少してきておりまして、先ほど、土屋議員の言っている通り、平成22年から平成27年の5年間の減少率、それから、次は平成32年でありますけども、中間で既に180人が減少をしているという報告がされています。地方交付税の基礎数値にもありますけども、人口減少が財政力そのものの減少にもつながる大きな要因であります。村長も目標

人数、人口ビジョンを掲げてはいますけれども、それに沿った事業を進める上で、確保をしていきたいと考えております。

農を基軸とした交流の村づくり事業、それから農村環境を生かした村づくり事業、その中では、農業所得や生産額について目標数値に届いていないものがあります。引続き計画した事業に取組んでまいります。

人と環境にやさしい村づくりの中で、可燃ごみの減量に取り組んでいますけれども、数値については、平成25年から増加傾向にあります。人口減にもかかわらず、増加傾向ということでありますので、地区づくり懇談会でもごみの減量化を訴えてまいりました。ただ、村全体の取組みにはなっていませんので、具体策ということになるとやっぱり村全体で真剣になって、ごみ減量については、例えば、コンポスターの1000個の配布であるとか、そういう具体策に取り組んでいくということをしない限り、目標には達成できないと考えています。

具体策とありますけども、計画策定時に掲げました項目ごと、一つひとつの取り組みについて、そのものを常に検証しながら、必要な修正を加えて、取り組むべきものでありますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

村民の皆様に参加いただいた村づくり集会の中での「暮らし」、「産業」、「食」、「自然」、「ひと」の各テーマに分かれて話し合いを進めてまいりました。その中で提案をいただいた意見を加味して、事業に反映できるものについては活用して基本計画に定めてきました。

次に、村民アンケートについてでありますが、総合計画の前期で成果そのものを検証して、後期計画にどのような施策につなげていくか検討するために、村民アンケートを実施してきました。アンケートは20歳以上の村民の皆様の中から1500人という大変大勢の皆様を、年代別に無作為に選んでいます。そういうものでありますので、中には項目によって直接関係しないものが生じています。村の全体計画を客観的に判断していただき、施策の満足度と今後の重要度について、どのように感じているのか、今後どのようにしたら良いのかなどの意見を聞いて後期に反映していくために実施をしております。

なお、質問にあります調査方法、調査内容はどこで、誰が判断して作成したものかというものについては、担当係で原案を作りながら、課・村全体で作成をしたものです。

議長(森 正仁 君)

土屋喜久夫君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

今の答弁の関係で、再質問をさせていただきます。

時系列で言いますと、前期計画については、前の村長の時代に基本を策定され、施行されているということでありまして、毎年度、実施計画として現状に合った修正をされていますし、 先ほどの課長答弁でもそのようなことで修正をしながらというようなことであります。

ここで後期基本計画ということで、日臺現村長の肝いりで制定をされるわけでありますが、 村民ファーストの行政が基本だろうと思っています。かじ取りをする村長が誰になっても、基 本的な部分は変わるべきではなくて、職員が最初の就任をする時に宣誓をさせられるように、 順法精神を大前提に施策は進められるべきであろうと考えておるわけであります。

村民ファーストを担保するという意味合いを持って「自治基本条例」を制定している自治体が大変多いわけであります。今年度の議員の国内研修も、自治基本条例、議会基本条例を先進的に制定されている自治体への視察をさせていただいているわけであります。立法自体については、議会の任務であろうと思っています。

村長としては、この指導者が誰になろうとも村民ファーストの行政が継続できる自治基本条

例の制定について、どのようなお考えがあられるかご質問させていただくのと同時に、先ほどの見直しの関係でありますが、総合戦略の平成29年11月に改訂版が出ております。その中で、「観光客の満足度」と「子育て支援の満足度」という2つの目標が削除されているわけであります。この辺の意図はどういうことなのか。目標を定められていたものが削除をされたということでありますので、この辺は村としてはどうでも良いのかという考えをお持ちなのか、その辺についてよろしくお願いをしたいと思います。

また、この計画に対しては、先ほど村がということでありますが、知識経験等コンサルタントの活用もあろうかと思いますし、それぞれ予算化をされているような記憶があるわけであります。ただ、先ほど監査意見にもあったように、6次化の推進について、これは6次産業推進協議会の計画ということでありますが、あくまで事務局は当時の産業企画係であります。地産地消推進戦略ということで、平成28年9月に制定をされているわけでありますが、これも、この関係について、よく読んでみますと、他の自治体の名称が残っているようなところがありまして、単純にコンサルタントにお願いをするということになってくるとどちらかのコピーになってしまうというような心配もあるわけでありますから、この辺についても十分ご配慮をいただくようにという思いで、このような心配はないのかどうか、いかがでしょうか。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

最初のご質問、自治の基本条例ということでありますが、そういう条例があってもなくても、役場は本来、住民福祉の向上のために設けられた組織と言うか、そういうものでありますから、それを果たしていくのは当然のことだろうと考えます。

それからまた、村を訪れた皆さんの満足度、それから子育て満足度、これにつきましては、具体的にどのように数値を拾うのか分かりにくいと、来ていただいた皆さんの印象であったり、子育ての環境の整備であったり、それをもっと具体的に示すものにしていきたいということでありまして、それを軽く見るとかという話であはありません。

いずれにしましても、第6次の総合振興計画と、その後、国の方で進めてまいりました地方創生の関係の「地方創生総合戦略」の6次の基本計画の中で、特に村の産業振興であったり、人口増対策であったり、それらを重点的に行うものとして総合戦略を策定してきたわけであります。それらの中では、具体的な項目等を設けて目標数値を掲げているわけでありますが、それらと併せて達成を目指していきたいと考えております。

それからまた、先ほどの最後の6次産業推進につきましては、ちょっとまだ確認をして おりませんので、もし不備な点があったら確認して対応していきたいと考えております。

議長(森 正仁 君)

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

3点目の部分でありますが、不備を直すという意味合いではなくて、いろんなコンサルタント等を活用する中で、どうしてもコピーになってしまうというような計画もあり得る可能性がということでありまして、この辺については村独自でというお願いをしたいなということ

でご質問申し上げました。再度よろしくお願いいたします。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

そのような主旨で対応していきたいと思います。

議長(森 正仁 君)

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

それでは、続いて2つ目の質問であります。

木島平農業の継続と振興を進めるための、「多角的農業基盤の確立」ということでご質問申し上げます。

吉川議員、それから萩原議員それぞれから、この夏の用水不足等、少雨・高温の夏に、水利の悪い多くの農家が、用水確保に奔走され、JAでも揚水ポンプの手配がなかなかしづらいというような状況になったわけでありまして、村として出来得るそれぞれの団体への燃料、電力料の補助等進められたわけであります。

地震それから台風災害など天変地異と思われるような大きな災害が、世界的に発生をしているわけであります。地球温暖化という話題が今日の答弁の中で若干ありましたけれども、話題にならなくなってきているわけであります。

木島平村でも、確実に気象の異常を感じられる状況であります。水稲を基幹にする木島平農業でありますし、味覚を販売戦略としているわけで、登熟期の高温、また、取水期の水利不足は、農業を振興する上では死活問題になってくるだろうと思っているわけであります。

幾度となく申し上げてきましたが、木島平農業を継続していく上で、就農者の減少・高齢化等に伴いまして、大規模経営は避けて通れない現実であります。そのうえで、多くの農地を守るという意味合いでは、大型農機を活用できる圃場の整備や水路、先ほど江田議員の質問にICTの活用というようなことがありましたけれども、現実には3・4年前から大塚沖でタブレットやスマホを使って、自宅で水利が見られるというような試験もしているわけであります。大規模になってくると、そういうことが当然必要になってくるだろうと思います。そのような水路の整備等は喫緊の課題になってくるだろうと思っています。長いスパンではなくて、ここ5年で、村の農業環境は変わらざるを得ない、そんなことを実感しているわけであります。

先ほども申し上げました、吉川議員、萩原議員の質問にあるように、用水路が非常に傷んできているわけであります。下流地域と条例にはあるけれども、途中のにある非連担の地域の整備を誰がしていくのか。課題は非常に大きいわけであります。

以前、水路の整備については、負担率が60%というようなことで、村単事業でありますが、 負担率が高くて多面的機能交付金・中山間地域交付金等を活用してはということで、各区長と 交付金対象組織代表者を集めた説明があったわけであります。

この説明では、多面的機能・中山間とも営農者への交付金でありますから、その交付金を使って地権者の農地の水利が良くなるということは価値を上げるということでありますから、そのようなところにつながってこようかと思います。対応された地区はあるのでしょうか。

また、村の基幹経済であります基盤の整備について、以前にも質問させていただいて、地権者との調整が必要との答弁でありました。それぞれ営農への多くの手数がかかるとするならば、耕作放棄の対象となる可能性の高い場所もあるわけであります。村が進めておられる遊休荒廃地に対するそば栽培の実態も、やはり畑が傾斜地であれば、どうしてもコンバインが傾いて、多くの玄ソバを後ろに吐き出してしまうというような現実があります。春先、「夏ソバを蒔かれたのかい」という話が出るような景観になっている状況でもあります。水田だけでは無くて、大型農機を使う為には、畑の整備、それに付随する用水路等の整備が最重要ではないかなということを考える中で、用水路の水田ではなくて畑を含めた圃場整備について、村の責任として、村総合計画に盛込む考えはあるでしょうか。特に地権者の皆さんについては、営農されているわけではありませんから、お金のかかる話については消極的だろうと推測されるわけであります。条件不利農地については、誰も受託しなくて、今使っている現状でありましても、良い場所が空いてくれば、そちらに自分の営農の基盤を伸ばしていくというような現実がありますので、耕作放棄につながる可能性が非常に大きいわけであります。この辺については、遊休荒廃地対策という意味合いで、村が先導していただけなければ、基幹産業の事業は進まないと考えておりますがいかがでしょうか。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

土屋議員の「多角的農業基盤の確立を」ということでありますが、先ほど話がありましたとおり、本村のような農業地域を取り巻く現在の環境については、大変厳しいと。農家では少数の担い手と多数の土地持ち非農家への二極化、これが今後更に進んでいくのではないかと予想しております。

地域においても人口減少によりまして、集落機能の脆弱化が進行しております。

そんなことから、高齢化、人口減少等による農村社会の変化や、新たな農政を踏まえた適切な「産業政策」、そして「地域政策」を車の両輪として推進していく必要があると考えております。農業の持続的発展と農村地域の維持・発展を確保していかなければならないと認識をしております。

多面的機能交付金・中山間地域の交付金の状況や、用水路、圃場整備等については、担当課 長が答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

髙木産業課長。

(「はい、議長。」の声あり) (産業課長「髙木良男 君」登壇)

産業課長(髙木良男 君)

それでは、土屋議員のご質問が2点ございました。お答えしたいと思います。

まず、多面的機能支払交付金のご質問であります。以前、説明会を実施いたしましたけれど も、営農者への交付金を地権者農地の価値を上げることにつながるが、対応された地区はある のかというご質問でございました。

今現在、多面的機能交付金事業へ取り組みをしている団体は村内で18団体ございます。そ

のうち17団体が、水路改修に取り組む予定となっており、そのうち3件の地区の組合が多面 的機能交付金を水路改修の財源として活用をしているという確認をしております。

2点目であります。「用水路や圃場整備を村の責任として、村総合計画に盛り込む考えはあるか。地権者は、整備への負担は消極的と予測され、受託した営農者が不便をきたし、貸借農地の返還、耕作放棄になる。村が先導しなければ、事業は進まないと考えるがいかがか」というご質問でございました。

農政改革の展開により、これは、国の農政改革でございます。この農政改革の展開により、今後、農地利用の集積・集約化の加速的進展や営農戦略の再構築が本村でも見込まれてくるだろうと考えております。村農業再生協議会水田フル活用ビジョンを踏まえつつ、農業用水の需要変化や水田の畑地化等に的確かつきめ細やかに対応していくとともに、担い手への営農集中等に対応した新たな水利システムの構築が課題となってくると思われます。例えば、米政策においては、主食用米からの飼料用米等への転換で水稲作期の分散による水需要の変化などが想定されますし、主食用米の生産拡大をしていく場合には、不作付地等から主食用米へ戻る場合に、やはり用水の利用に変化が生じてくると思われます。国・県の大中規模の圃場整備事業においては、受益者、地権者の負担が生じるものが多数であります。

最近では、農地中間管理機構と連携した新事業もあり、機構が中間管理している農地を、担い手が引き受けやすいよう、農作業を効率的に行える状態に整備するものがあります。これについては、現行の農業者負担が大幅に軽減をされますけれども、これまでの基盤整備事業と比較しても、これまでの経過から勘案するに公平性が担保できないこともあり、今現在、村としては慎重な立場で考えております。

また、農地は私有財産でもあり、所有者や利用者の意向が最も重要でありますので、今後の発生事案により検討し、必要な場合は実施計画への計上も計画してまいります。

議長(森 正仁 君)

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

再質問させていただきます。

今、村長答弁、課長答弁で水稲というところが頭の中に大前提としてあるわけであります。 今の国の主食用米の需要が毎年減っている現状の中で、木島平農業が水稲一本やりで、飼料米 等の提案もありましたけれども、やっていけるのかどうか。そういう意味で、先ほどの答弁の 中で中間管理機構の事業等もありましたが、これについては、国の方針としまして、水稲では なくて、多角化を目指す汎用型の整備というのが条件になっていると思っているわけでありま す。一番端的にわかりやすく申し上げると、暗渠をしっかりさせておいて、次の年は豆が作れ る、麦が作れるというような圃場整備に対して、最大15%程度の負担で事業ができるという ような内容でありますが、この辺についても私の知識では15%が上限だと思っていますが、 もっと有利なものがあるのかどうか。この辺の補助率について教えていただきたいと思います。 また、飼料米の関係でご提案がありましたが、飼料米等ということであります。ただ、飼料

また、飼料米の関係でご提案がありましたが、飼料米等ということであります。ただ、飼料 米については、補助単価は非常に高いわけではありますが、現実の話として契約を結べる畜産 農家がなければ飼料米を栽培しても売りどころが困るわけであります。そんなことで、この辺 についても、農業全体として考えた場合に、総量は確定できるわけではありませんが、どの程 度の想定をされながら、畜産農家の規模を拡大されていく方向性があるのかどうか。

また、ずっと水稲にこだわるということであるとすれば、付加価値を付けようということで、 6次産業の展開を今されているわけであります。ファームスも再生したわけでありますが、白 米、玄米の直売とそば処でおにぎりが出ているだけであります。そんなことで、6次産業を展開していく上で、水稲だけの振興で良いのかどうか。

また、今までの基盤整備事業と比較して公平性が担保できないというようなご発言でありますが、先ほど申し上げましたように、もう5年先が不安というような状況の中で、将来に向けて、村としての大きな方向転換、これはすぐに決断しないと、もう稲刈りの時期になってきていますから、急いでこの辺の方向についても出していかないと手遅れになるのではないかなという心配を持つわけであります。

この辺について、よろしくお願いをします。

議長(森 正仁 君)

髙木産業課長。

(「はい、議長。」の声あり) (産業課長「髙木良男 君」登壇)

産業課長(髙木良男 君)

ただ今、土屋議員から3点の再質問を頂戴いたしました。

まず、1点目であります。昨年から事業として出てまいりました農地中間管理機構の補助率の関係のお話でございました。

昨年の説明の中では、全体の事業費の国が50%、県が27.5%、市町村が10%、農業者・受益者が12.5%という、これが従来の制度の主要な部分でございました。

新たに出ました農地中間管理機構の事業については、この農業者負担の12.5%がそのまま国が 負担をして、国の負担を62.5%とするという事業の内容と認識をしております。

それが、農地中間管理機構についての補助率のお話であります。

それと、2点目。私が先ほどの答弁の中で飼料米というようなお話をさせていただきました。この 飼料米については、これまでの国の減反政策の中で、米以外の作物を作った場合に交付金というもの が国から農家に補てんをされていたという中で、国の米政策が変わったことによりまして、国の今の 考え方としては、飼料用米の作付けをする農家に対しての非常に手厚い交付金制度の内容になってい るという状況であります。

一方、当地木島平村に置き換えた場合、やはり畜産政策の農業政策としても行っておりますけれど も、畜産農家が非常に減っている中で、地域で消費する飼料用米の数というのはやはり限られてくる だろうと考えています。

先ほど申し上げましたのは、国政の農業政策の転換という話の中で、この木島平がそういった場面に対応していくにはということでお答えさせていただいたわけでありまして、議員ご指摘のとおり、これからの米政策なり、農業政策を考える時に米一本やりという考え方ではなく、やはり多角的な経営を目指していかなければいけないと考えております。

平地部分については、これから大規模化がこれからも必要になってきますし、一方、中山間地域に おいては、やはり農業集落、集落営農ということが維持していくためのひとつの手段になろうかと考 えております。

それと、3点目の新たな農業基盤整備事業により公平性が担保できないというご指摘でございます。この点については、これまでの基盤整備事業がそれぞれ受益者の皆さんの負担が生じた中で、それぞれ取り行ってきているという状況がありますので、そういった中でここに来て農家の負担が全く0になるという部分は、今現在は、村は公平性という部分で担保が取れないという考え方を持っているということでございます。ただ、ご指摘のように、5年先、大幅に農業環境が変わるというお話もございました。この事業が今後どういった形で村が取り入れていくか等々、それとどういった場所にこういったものを合致させていくか等については、積極的に検討していかなければならない問題だという

認識をしております。

議長(森 正仁 君)

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

今、課長から答弁をいただいたわけであります。

課長の答弁の中で言われたわけでありますが、飼料米のくだりのところで国の動きというようなことでご答弁をいただいたわけであります。

私は、村議会で村の施策についてご質問しているつもりであります。そういう意味合いで、 最後のところで将来に向けて検討するというような答弁をいただいたわけでありますが、国の 方策は国の方策として、常に情報を得なければならないことだろうと思っていますが、村民の 経済をどうしていくかという意味合いでは、いろいろと他の方策も含めて、産業課だけではな くて、前にも農福連携ということも申し上げたように、農業と福祉を連携させながら村全体を という進め方が必要なのではないかというようなことを感じているわけであります。

今、水稲での振興だけではということで、多角的なというご答弁をいただいております。そ ういう意味合いでその基盤をどうしていくかということになりますと、やはり村が決断をして、 早急に基盤を作っていくということが重要であろうと思っています。

そんなことで、再度になりますが、村長の思いをお願いしたいと思います。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日臺正博 君)

それでは、再々質問ということでありますが、おっしゃる通り、村民というか村内の農家の皆さんがどのように生計を立てていくのか、自立をしていくのか、それを念頭に考えていかなければならないということでありますが、正直に申し上げて国の政策については、ずっと一貫して同じ政策がとられるとは考えておりません。これまでも水田転作の中で大豆であったり、そばであったり、それらを推進してきましたが、それらの方針が全て変わったわけではありませんが、変わった部分もあるということで、その中でもやはり安定的に村の農業が成長できる、維持できる、そういう方法について、これからもいろんな情報を取りながら、そしてまた最終的には農家の皆さんの意向等を確認しながら進めていきたいと考えております。

それからまた、今、村の中で考えなくてはならないのは、水稲だけではなく畑地であります。 畑地については、遊休荒廃化が一番懸念されているわけでありますが、そこを圃場整備した場合に、誰が最終的に責任を持って将来にわたって管理をしていくのかということがしっかり担保できないと、村が中心になって圃場整備をするということであっても、経営まで村が責任を持つのかということになると、多くの皆さんのご理解をいただかないと、とてもできないのではないかと考えております。

特に、該当面積の経営となりますと、採算性の部分から考えても十分に検討する必要がある と考えております。

議長(森 正仁 君)

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

それでは、3点目に移ってまいりたいと思います。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」については、平成25年6月の制定であります。しかしながら、このところの報道で、国・県等官公署の障害者雇用の問題点が明らかになっているわけであります。

表へなかなか出ていない法律でありますから、若干、条文を朗読させていただこうと思います。

この法律の第1条の目的。「障害者基本法の理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」と謳ってあるわけであります。

第2条になりますが、定義では「障害者を身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含む、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。また、社会的障壁を障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」としているわけであります。

第3条で、国・地方公共団体の責務、第4条で国民の責務となっておりまして、それぞれこの法律に則って計画策定、実施、それから解消に寄与するようにというような内容であります。

前段で申し上げましたように、第5条では、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の 実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び 設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とし ているわけであります。

言うまでもなく障害をお持ちの村民の皆さんへの施策は、村の福祉事務施策の基本であります。人権施策につきましても、木島平村は県下で先駆的に「人権擁護条例」を制定しながら、村民の意識改革に意を用いて来た村でありますから、この法律は、極めて胸に落ちる内容であります。

しかし、第3条の「国及び地方公共団体の責務」、第5条の「その他必要な環境の整備」、また、「障害者雇用促進法」をないがしろにするような報道がされているわけであります。

このことに対する村長の思いはいかがでしょうか。

また、村は、障害のあるなしにかかわらず、村民の誕生から亡くなるまで、憲法第25条に 規定する生存権、人間らしい人生の保証、生命・財産そして福祉の向上のため、自治事務を行っておられるわけであります。

村民福祉の向上のための施策は十分でありましょうか。特に、少数者である障害をお持ちの皆さん、高齢者の皆さん、その他それぞれの村民の皆さんに対する施策については、十分でありましょうか。

障害者の施策につきましては、それぞれ学校での進路指導、学校へ上がる以前のところで養護学校への進学、それからそれぞれ村が委託をしております社会福祉協議会、社会福祉法人等、この委託業務で、解決しているというような思いであるのではないかなというところで、若干心配をしているわけであります。

養護学校に進学をされても、高等部を卒業された後、また村民として地域に暮らされるわけであります。この辺も含めて、今の障害者行政、また弱者に対する村の寄り添い、これについてお伺いをするところであります。

議長(森 正仁 君)

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」ということでありますが、最初にありました国等における「障害者雇用促進法」をないがしろにする報道等ということでありますが、これについては、国の機関等の障害者雇用数の厚生労働省への偽りの報告ということであります。いわゆる水増しに関して、障害者の法定雇用率達成に向けて精一杯取り組んでいる地方自治体からいたしますと、大変残念な結果であると感じております。

本村では今後とも政令で定められました障害者の法定雇用率達成に向けて精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

村民福祉の向上、特に障害者への施策はというご質問については、担当課長が答弁をいたします。

議長(森 正仁 君)

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり) (民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長(竹原雄一 君)

お答え申し上げます。

2番目の村民福祉の向上のための施策は十分か。特に少数者である障害者の施策は十分か。 養護学校への進学や社会福祉協議会、社会福祉法人等への委託等で、解決していると勘違いしてはいないか」ということでございますが、現在進めております各種の福祉施策が、十分なものであるとは思ってはおりません。でありますので、施策が十分な状態にいたるまで、充実を図っていきたいと考えております。

また、各種の福祉施策は、村だけでは手が回らない部分もあります。そのままでは、幅広い福祉施策を展開することができませんので、養護学校や社会福祉関係団体等の助けを借りながら、そして連携・協調しながら、より良い福祉施策、特に障害者福祉施策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(森 正仁 君)

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

ただ今の答弁に対しまして再質問をお願いしたいと思います。

第1点目、村長から、「政令で定められた障害者の法定雇用率の達成に精一杯取り組んでおります」ということでありますが、現在の村の雇用率について達成をされているのかどうか。

それから、2点目であります。村でありますから、福祉事務所を置いていないわけであります。村の施策ということで、少数者である弱者に寄り添うこと、思いを感じ取ることが、大切な福祉施策の一環だろうと思っておりますし、担当職員の献身的な対応によるものが大きいのだろうと思っているわけであります。

前段、申し上げましたように、誕生から亡くなるまでの村民の一生を保証するということであります。

江田議員の質問にあったように、職員環境の変化というものもあるわけでありますが、やは り職員が寄り添ってくれるというのは、村民にとって大変力強いことだろうと思っております。 今後、より良い施策を進めたいということでありますが、このような職員体制の変化に対し ても、村民福祉の向上というようなことでご努力いただけるかどうか、2点についてご質問し ます。

議長(森 正仁 君)

武田総務課長。

(「はい、議長。」の声あり) (総務課長「武田彰一 君」登壇)

総務課長(武田彰一 君)

土屋議員の再質問でありますけども、本村の法定雇用率の達成ができているのかということ であります。

事業所、村としての数値でありますけども、毎年労働局に7月に報告をするようになっています。本年度の報告について、昨年度と同じ数値でありますけども、達成はできております。

また、雇用率割合の報告も含めまして、この間、労働局から再提出の依頼がありました。それについても、同数値で報告をしてあります。

議長(森 正仁 君)

竹原民生課長。

(「はい、議長。」の声あり) (民生課長「竹原雄一 君」登壇)

民生課長(竹原雄一 君)

お答え申し上げます。

議員ご指摘いただきましたように、職員が若干手不足な時もございますが、精一杯村民の皆 さんに寄り添い、努力していきたいと考えております。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

以上で、土屋喜久夫 君の質問は終わります。

(終了 午後 3時17分)

以上で本日の日程は終了しました。 本日は、これで散会といたします。 ご苦労様でした。

(散会 午後 3時17分)

平成30年9月第3回 木島平村議会定例会 《第3日目 9月14日 午後3時30分 開議》

議長(森 正仁 君)

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第51号「木島平村個人番号の利用に関する条例の制定について」の件から、日程第30、認定第12号「平成29年度木島平村水道事業会計決算について」の件まで、以上、条例案件5件、予算案件12件、認定案件12件、事件案件1件、あわせて30件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」の部分については、省略させていただきますので、ご了 承願います。

本案については、先に各委員会に付託してありますので、順次、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長(江田宏子 さん)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議 規則第77条の規定により報告します。

議案第51号、木島平村個人番号の利用に関する条例の制定について。

以下、「木島平村」は省略させていただきます。

議案第52号、税条例の一部改正について。

議案第53号、ふるさとづくり寄附金条例の一部改正について。

議案第54号、若者住宅条例の一部改正について。

議案第55号、田舎暮らし体験住宅設置条例の一部改正について。

議案第68号、平成29年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

審査の結果、いずれも原案可決です。

なお、審査の過程で、現在設立準備中の観光振興局について、関係団体の連携及び早い段階での事業の具体化、機能強化等に努め、真に村の経済活性化につながる組織を目指してもらいたい旨の意見がありましたので申し添えます。

以上です。

議長(森正仁君)

次に、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(予算決算常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

予算決算常任委員長(江田宏子 さん)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議 規則第77条の規定により報告します。 議案第56号、平成30年度木島平村一般会計補正予算第5号について。

以下、「平成30年度木島平村」は省略させていただきます。

議案第57号、情報通信特別会計補正予算第1号について。

議案第58号、学校給食特別会計補正予算第1号について。

議案第59号、奨学資金貸付事業特別会計補正予算第1号について。

議案第60号、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について。

議案第61号、国民健康保険特別会計補正予算第1号について。

議案第62号、介護保険特別会補正予算第2号について。

議案第63号、観光施設特別会計補正予算第3号について。

議案第64号、下水道特別会計補正予算第1号について。

議案第65号、農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について。

議案第66号、高社簡易水道特別会計補正予算第1号について。

議案第67号、水道事業会計補正予算第1号について。

審査の結果、いずれも原案可決です。

なお、審査意見として、5項目まとまりましたので、報告申し上げます。

1つ、税務確定申告用のパソコン増設が計上されているが、電算委託業者のシステム運用誤りから介護保険料の誤徴収が発生した例もあるので、導入にあたっては十分なチェック及びシステムの習熟に努められたい。

1つ、アンテナショップ新鮮屋のポスレジ購入補助金が計上されているが、新鮮屋の今後の 在り方についても早急に検討されたい。

1つ、観光施設特別会計で経営戦略策定委託料が計上されているが、委託にあたっては、観 光振興に活かせる経営戦略を策定し、事業の振興を図られたい。

1つ、住宅等活用事業補助金の増額補正が計上されたが、補助金全般について、年度途中で 多額の追加補正がないよう要綱等の運用について検討されたい。

1つ、保育士の加配にかかる増額補正が計上されているが、子どもたちの多様な個性や能力を十分伸ばせるよう、保育士・教員等の専門的研修によるスキルアップを図られたい。

以上です。

続いて、認定第1号、平成29年度木島平村一般会計決算について。

以下、「平成29年度木島平村」は省略させていただきます。

認定第2号、情報通信特別会計決算について。

認定第3号、学校給食特別会計決算について。

認定第4号、奨学資金貸付事業特別会計決算について。

認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算について。

認定第6号、国民健康保険特別会計決算について。

認定第7号、介護保険特別会計決算について。

認定第8号、観光施設特別会計決算について。

認定第9号、下水道特別会計決算について。

認定第10号、農業集落排水事業特別会計決算について。

認定第11号、高社簡易水道特別会計決算について。

認定第12号、水道事業会計決算について。

審査の結果、いずれも認定です。

なお、審査意見として、7項目まとまりましたのでご報告申し上げます。

1つ、地域の安心、安全のため消防団の果たす役割は大きい。一方、消防団員を取り巻く環境は変化してきており、団員の負担軽減が着実に図られるよう取り組まれたい。

1つ、近年、大規模災害が多数発生していることから、自主防災組織の立ち上げや地区避難

計画の策定を早急に進められるよう指導強化を図られたい。

1つ、村づくり支援金事業について、事業報告会等により事業や活動が広く村民に周知されるような機会を設けられたい。

1つ、昨年まで実施していた健康アカデミー事業は健康づくりや介護予防として効果が期待されていた。効果の持続性を保つため生涯学習課と連携した取り組み等を引き続き進められたい。

1つ、高原シャトル便については投資効果を検証し、カヤの平高原のPRや運行ルート等、 利用者増につながるような検討をされたい。

1つ、中高年の独り身は健康面でも精神面でも将来に向けた不安が大きいため、その対策を講じられたい。

1つ、決算に際しては、次年度以降の事業展開につながるよう、各事業の課題を把握し、改善に向けた検討をされたい。

以上です。

議長(森 正仁 君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

土屋喜久夫 君から事前に討論の申し出がありましたので、これを許します。

4番、土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。4番。」の声あり) (4番 土屋喜久夫 議員 登壇)

4番 土屋喜久夫 議員

平成29年度木島平村一般会計ほか11会計決算を承認し、更なる木島平村の発展を願う討論。

平成29年度木島平村一般会計ほか11会計は、監査委員報告のとおり、計数的には問題なく運用され、全会計黒字決算となり、決算作成に尽力された日基村長始め、職員各位のご尽力に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

限りある財源の中で、人口減少にかかる地方交付税の減額は、いかに人口の減少幅を少なくするかが課題でもあります。全国的に人口減少は進んでおり、地域間の綱引きで人口増を図っても、流動人口はまた、流動するものであり、自らが足を置く父祖の地に、村民が誇りを持ち、文化的な生活し続けられる環境の持続維持が、他からの人々の羨望のまなざしとなり、やがて定住・移住につながるものと確信するものであります。

公約の一つであった役場庁舎の建設は、施工者の選考段階まで進んでおります。本年竣工の 県内自治体の庁舎も報道されていますが、地元産木材を多く採用され、うらやましい限りであ ります。

行政の情報、すなわち村民のものと意識を再確認され、多くの行政情報を明らかにしながら、 村民とのコンセンサスを大事に、施策を展開されるべきであります。多くの大事な木材を失う ような轍を踏むことのない、声なき村民意思に耳を傾けながら、住民福祉の向上に取り組まれ たいと望むものでもあります。

少数精鋭の職員体制の中で、相互けん制が難しい状況ではありますが、職員一人一人が、住

民福祉の向上に想いを馳せることで、おのずと良好な職場環境、公正で正義を貫く、職場風土 となるような状況になろうかと思うものであります。監査委員からの決算審査意見を、一人一 人の自らの課題としながら、更なる木島平村の発展に貢献いただけることを確信しながら、決 算認定の討論としたいと思います。

議長(森 正仁 君)

他に討論はありませんか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

「討論なし」と認め、これで討論を終わり採決したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認め、これから採決をします。

日程第1、議案第51号「個人番号の利用に関する条例の制定について」の件から、日程第6、議案第68号「平成29年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の件まで、条例案件5件、事件案件1件、あわせて6件を一括採決します。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第1、議案第51号から、日程第6、議案第68号まで、以上、条例案件5件、 事件案件1件、あわせて6件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第56号「平成30年度一般会計補正予算第5号について」の件から、日程第18、議案第67号「平成30年度水道事業会計補正予算第1号について」の件まで、以上、予算案件12件について、一括採決をします。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第7、議案第56号から、日程第18、議案第67号まで、以上、予算案件12件は、原案のとおり可決されました。

日程第19、認定第1号「平成29年度一般会計決算について」の件を採決します。

- この採決は、「起立」によって行います。
- この決算に対する委員長報告は、「認定」です。
- この決算は、委員長報告のとおり「認定」に賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(森 正仁 君)

「起立全員」です。

従って、認定第1号は、委員長報告のとおり「認定」と認めます。

日程第20、認定第2号「平成29年度情報通信施設特別会計決算について」の件から、日程第30、認定第12号「平成29年度水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件11件を一括採決します。

本件に対する委員長報告は、「認定」です。

本件は、委員長報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第20、認定第2号から、日程30、認定第12号まで、以上、認定案件11 件は、委員長報告のとおり「認定」されました。

日程第31、同意第7号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を 議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、同意第7号でありますが、「木島平村教育委員会委員の任命につき同意を求める」 ものであります。

欠員となっております木島平村教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、月岡英彦。

ご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。。

議長(森 正仁 君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております日程第31、同意第7号について、会議規則第39条第2項の 規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第31、同意第7号は、委員会の付託を省略することについて、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は、「起立」によって行います。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(森 正仁 君)

「起立全員」です。

従って、日程第31、同意第7号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」 は、同意することに決定しました。

この際、日程第32、請願第1号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願について」の件から、日程第33、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願について」の件まで、請願2件を一括議題とします。

この請願2件については、先に民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長 十屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

民生文教常任委員長(土屋喜久夫 君)

本委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項により報告します。

請願1、「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」。

請願2、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願」。

審査の結果、いずれも採択であります。

議長(森 正仁 君)

質疑を許します。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。 討論はありますか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

討論がないようですので、これで採決したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

日程第32、請願第1号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願について」の件から、日程第33、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願について」の件まで、以上、請願2件について一括採決をします。

本件に対する委員長報告は、「採択」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、請願2件は、委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。 お諮りします。ただいま、別紙「追加議案表」のとおり、7件の議題が提出されました。 これを、日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、「追加日程第1から追加日程第7まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第3号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について」の件から、追加日程第2、発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」の件まで、以上発議2件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提出者の趣旨説明を求めます。

土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり) (4番 土屋喜久夫 議員 登壇)

4番 土屋喜久夫 議員

発議第3、「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について」。 上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年9月14日提出。

内容を説明します。

- 1、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
 - 2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

次に発議第4、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成30年9月14日提出。

内容であります。

教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持 し、負担率を2分の1に復元すること。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

質疑を許します。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただ今議題となっております発議第3号から発議第4号までの発議2件について、会議規則 第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、発議第3号から発議第4号までの発議2件について、委員会の付託を省略することは、可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

発議第3号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について」 の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、発議2件は原案のとおり「可決」しました。

追加日程第3、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について総務産業常任委員長の説明を求めます。

総務産業常任委員長 江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長(江田宏子 さん)

閉会中の継続調査の申出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

申出委員会、総務産業常任委員会。

調査申出事件、課題等に関する事項。

以上です。

議長(森 正仁 君)

お諮りします。

総務産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森正仁君)

「異議なし」と認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第4、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について民生文教常任委員長の説明を求めます。

民生文教常任委員長 土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(民生文教常任委員長「十屋喜久夫 君」登壇)

民生文教常任委員長(土屋喜久夫 君)

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

申出委員会、民生文教常任委員会。

調査申出事件、課題等に関する事項。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

お諮りします。

民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第5、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について予算決算常任委員長の説明を求めます。

予算決算常任委員長 江田宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(予算決算常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

予算決算常任委員長(江田宏子 さん)

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

申出委員会、予算決算常任委員会。

調査申出事件、課題等に関する事項。

以上です。

議長(森 正仁 君)

お諮りします。

予算決算常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。 追加日程第6、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員長 土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(議会運営委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

議会運営委員長(土屋喜久夫 君)

閉会中の継続調査の申出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

申出委員会、議会運営委員会。

調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。 以上であります。

議長(森 正仁 君)

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 追加日程第7、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

局長。

(「はい、議長。」の声あり)

(議会事務局長「土屋博昭 君」登壇)

議会事務局長(土屋博昭 君)

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。

- 1、10月 4日開催、北信地域議会議員親善球技大会への参加。
- 2、10月18日開催、村内6団体親善球技大会への参加。
- 3、10月25日開催、長野県町村議会議長会定期総会への出席。
- 4、11月 8日開催、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会総会への出席。
- 5、11月21日開催、町村議会議長全国大会への出席。
- 6、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。
- 7、特に重要な事件等が発生したときの調査等。

以上であります。

議長(森 正仁 君)

お諮りします。この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、この件を、閉会中の議会活動とすることに、決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日臺村長。

(「はい、議長。」の声あり) (村長「日基正博 君」登壇)

村長(日臺正博 君)

大変ありがとうございました。

今議会につきましては、補正案件、条例案件の他に、平成29年度の決算審査ということで、 大変中身の濃い議会であったと思いますが、本日上程をいたしました議案、そしてまた同意案 件、承認案件それぞれ「原案可決」「認定」「承認」をいただきまして、大変ありがとうござい ます。

ご存知のとおり、今年は夏以降、西日本の豪雨から始まり、猛暑、干ばつ、そしてまた議会開会中にも台風21号災害、北海道では胆振(いぶり)地方での大きな地震ということで、災害の復興の途中でまた新たな災害が発生するというような、大変災害の多い年であったなと感じております。

審査意見の中でもいただきましたが、災害に備える村づくりというのは、これから大事になってくるだろうと思います。

これから村づくりを進めていく上で、一番前提となるのは、安心して暮らせる地域、村であると。その上に様々な施策や事業が展開されていくのだろうと思います。

そういう意味で、それぞれ議員の皆様方、そしてまた村民の皆様方とともに、安心安全な村づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援・ご協力いただきますようにお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

大変ご苦労様でした。

議長(森 正仁 君)

本日ここに、平成30年9月第3回木島平村議会定例会を閉会するにあたり、一言、申し述べます。

今定例会は、8月30日から本日まで、16日間の会期で開会されました。

成立をみた各議案につきましては、審議の過程で出された意見を十分に尊重されますようお 願い申し上げます。

以上をもちまして、平成30年9月第3回木島平村議会定例会を閉会といたします。 ご苦労様でした。

(閉会 午後4時06分)